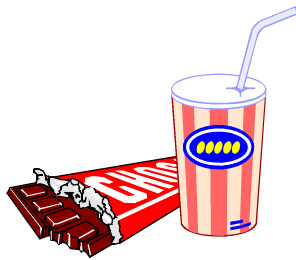


# 消費生活学習の手引

-わたしたちの消費生活と環境-



私たちは毎日さまざまなものを消費して生活しています。現在の日本においては、生活に必要なものを物資やサービスとして購入しています。

消費生活学習では、物資やサービスを購入するときどんなことに気をつけて購入するとよいか、また、消費者の保護に関すること、私たちの生活が環境に与える影響について学びます。

この手引はその学習の手助けとなるものです。

年 組	番 氏 名	
-----	-------	--

## ～消費生活学習の手引の活用にあたって～

### 1 消費生活の学習の目標はなんですか。

私たちが消費生活を行う上で大切な

「消費者の自覚を高めること」と

「環境に配慮して自分から生活できる力を身に付けること」が大きな目標です。

具体的なねらいは次の通りです。

販売方法の特徴や、消費者保護に関することを知り、生活に必要な物資やサービスを選択・購入し、活用ができる。

自分が行っている生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した生活を工夫できる。

### 2 なぜ学習の手引を使うのでしょうか。いつ、どのように使いますか。

この消費生活学習の手引は、授業で使います。授業で用いるワークシートと資料が一つの冊子になっています。次のようなことから、手引を使って学習することにしました。

授業で身に付けた消費生活にかかわる知識や技術を生かして、自分の考えを整理したり、ものごとを決定したりできる学習の流れをつくりました。

この手引は、みなさんの学習の記録になると同時に、学んだことを振り返ることができるものになっています。テスト前に学んだ知識や技術をチェックできる内容も入れています。消費生活の学習は、中学生に限らず生涯にわたり必要な学習です。これからの生活で何か問題が起こったり、不安なことができたりした場合に、家庭でもう一度見直しができることを考えました。ぜひ、資料ページを参考にしてください。

### 3 どんな内容のものですか

この手引の内容は次の5つの内容から構成されています。

ワークシート・・・8時間の授業のワークシートです。

学習の流れは

『1 見つめよう（問題を分析する段階）』

『2 追究しよう（価値の判断をする段階）』

『3 考えをまとめよう（意思を決定する段階）』

『4 実践しよう（行動で確かめる段階）』

『5 生活に生かそう（評価をする段階）』



ワークシートの中にはみなさんに身に付けてほしい知識と技術が販売方法のようにのっています。

の5段階です。

資料・・・授業の流れに沿った参考資料と、時間があるときに読んでもらいたい資料です。

ワークシートをめくると、関連した内容のものがすぐ見られるようになっています。

また、家庭やこれからの消費生活で役立てられるような資料もっています。

学習スケジュール・・・学習の見通しをもてるようにしています。

シナリオ・・・授業のロールプレイング（役割演技）のシナリオです。ロールプレイングの活動をしやすいするためです。学習活動のイメージを広げてください。

学習チェック・・・授業で学んだ知識が身に付いたかどうか問題を解いてチェックします。

## 消費生活学習の手引の目次

1	お金について考えてみよう「あなたはほしいものがあったらどうしますか」	
	ワークシート	1 ~ 2
	資料	3 ~ 4
2	商品を選ぼう「商品とサービスを選ぶ条件は何ですか」	
	ワークシート	5 ~ 6
	資料	7 ~ 12
3	商品を選ぼう「あなたならどのジーパンを選びますか」	
	ワークシート	13 ~ 14
	資料	15 ~ 16
4	販売方法を選択しよう「あなたはどの販売方法を利用しますか」	
	ワークシート	17 ~ 18
	資料	19 ~ 20
5	消費トラブルの対処方法を考えよう	
	「消費トラブルにあったときあなたならどう対処しますか」	
	ワークシート	21 ~ 22
	資料	23 ~ 26
6	自分の生活の環境への影響を考えよう	
	「3Rの推進のために自分ができることは何ですか」	
	ワークシート	27 ~ 28
	資料	29 ~ 32
7	地球に優しい暮らしを考えよう	
	「あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか」	
	ワークシート	33 ~ 34
	資料	35 ~ 36
	シナリオその1	37
	シナリオその2	38 ~ 39
	学習チェック	40 ~ 41
	学習チェックの解答	42

## 学習スケジュール

### わたしたちの消費生活と環境の学習の目標

- 1 販売方法の特徴や、消費者保護に関することを知り、生活に必要な物資やサービスの適切な選択、購入、活用ができる。
- 2 自分が行っている生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活を工夫できる。

回数	月日	学習内容と「学習課題」	学習のねらい	身に付けてほしい「知識と技術」
1	/	お金について考えてみよう 「あなたはほしいものがあつたらどうしますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の消費生活に関心をもち、お金の大切さを理解することができる</li> <li>・契約と約束の違いを理解することができる</li> </ul>	契約
2	/	商品を選ぼう 「商品とサービスを選ぶ条件は何ですか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品を選ぶ条件を理解することができる</li> <li>・商品を選択・購入することができる</li> </ul>	物資 サービス 表示 マーク 情報の収集・整理・選択 選ぶときの条件 物資・サービスの選択
3	/	商品を選ぼう 「あなたならどのジーパンを選びますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな観点から商品を選択することができる</li> <li>・衣類のリサイクルについて関心をもつことができる</li> </ul>	リサイクルと再利用 3R 選ぶときの条件 物資・サービスの選択
4	/	販売方法を選択しよう 「あなたはどの販売方法を利用しますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択することができる</li> <li>・通信販売を利用するときの注意点を理解することができる</li> </ul>	販売方法 支払い方法 通信販売の利用 物資・サービスの選択
5	/	消費トラブルの対処方法を考えよう 「消費トラブルにあつたときあなたならどう対処しますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・悪質商法などのトラブルの例を知り対処の方法を理解することができる</li> <li>・契約解除通知を書くことができる</li> </ul>	悪質商法 消費者保護 消費者の権利と責任 消費者保護の法律 クーリング・オフ制度 相談機関 消費トラブルの対処
6	/	自分の生活の環境への影響を考えよう 「3Rの推進のために自分ができることは何ですか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の生活を振り返り、環境に与える影響を配慮して行動を工夫することができる</li> <li>・ごみの分別をすることができる</li> </ul>	使い捨て容器とリサイクル可能な容器 消費生活の環境への影響 環境に配慮した選択・購入 3R ごみを少なくする暮らし リサイクルや再利用 ごみの分別
7・8	/	地球に優しい暮らしを考えよう 「あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の意見をもって活動に意欲的に参加することができる</li> <li>・今までの学習を生かし「2年2組環境宣言」を作成することができる</li> </ul>	今までの学習で学んだ知識と技術を生かす

学習課題 1

あなたはほしいものがあったらどうしますか

学習のねらい

自分の消費生活に関心を持ち、お金の大切さを理解することができる。  
 契約と約束の違いを理解することができる。

1 見つめよう

お金を出して購入するもので一番ほしいものは何ですか。

それは、自分の小遣いの範囲で買えるものですか。

小遣いの範囲で買えないときは、あなたはどうしますか。



2 追究しよう

(1) 中学校入学にかかったお金はどれくらいだろうか。(資料P3)

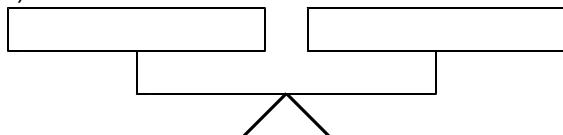
	項目	金額
1	制服	
2	運動着	
3	ウォーキー	
4	自転車	
5	外ズック	
6	中ズック	
7		
8		
9		
10		
	合計金額	円

(3) 契約クイズに挑戦しよう。 **契約**  
 契約だと思うものに つけましよう。

【契約クイズ】

コンビニでノートを買った。  
 先生が宿題を出した。  
 自動販売機で飲み物を買った。  
 気に入った本を見つけた。  
 電車に乗って出かけた。  
 電話で宅配ピザを頼んだ。  
 欲しいTシャツがあったので、今度  
 買う約束を店員さんと口約束をした。  
 CDをレンタルショップで借りた。

(2) 家庭の収支の仕組み



**ポイント** 契約は、売り手(事業者)と買い手(消費者)がお互い対等な立場で合意したときに成立します。契約が成立すると、それぞれに、権利と責任が生じます。契約の範囲は思っているより、広いものです。

**3 考えをまとめよう**

意思決定とは・・・自分の価値判断をもとにものごとを決めることといいます。今日の学習をもとに下の質問に答えて意思決定を行ってください。理由もしっかり書きましょう。あなたはほしいものがあったらどうしますか。下の に自分の考えをまとめて書きましょう。

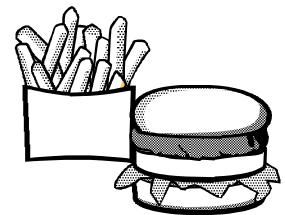
わたしはほしいものがあたら  します。

それは  だからです。

**4 実践しよう**

役割を決めて演技することをロールプレイングといいます。上手に演じることよりも、その人の気持ちをよく考えることが大切です。

- ロールプレイング1 「班ごとに契約の疑似体験をしよう」( P37)
- ファーストフード店でハンバーガーを買う ( ) 契約
  - レンタルショップでDVDを借りる ( ) 契約
  - 「 」で「 」を買う



- ロールプレイング2 「役割を決めて会話をしてみよう」
- 母親 : 「 、最近、無駄遣いが多いんじゃないかな? 」
  - 中学生 : 「 」
  - 母親 : 「 」
  - 中学生 : 「おとうさん、お小遣いをふやしてほしいんだけど」
  - 父親 : 「 」
  - 中学生 : 「 」

どんなことを感じたかな? 自分や親の気持ちになってみよう。

**5 生活に生かそう**

契約と約束の違いは何ですか。契約をするときにどんなことを気をつけようと思いますか。

今日の自己評価 ( 該当する項目の の中に、レをつけてください )

契約の意味がわかりましたか。

A : とても                  B : まあまあ                  C : あまり                  D : 全然

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても                  B : まあまあ                  C : あまり                  D : 全然

その1 入学時にかかった商品の値段(単位円)

商 品	金 額	商 品	金 額
男子学生服(上)	25,515	女子制服(上)	12,600
男子学生服(ズボン)	8,190	女子制服(スカート)	12,600
男子ワイシャツ	2,000	女子夏服	7,035
運動着長袖・長ズボン	8,925	学校指定中ズック	3,360
運動着短パン	2,992	外ズック	3,000
通学用かばん	9,300	自転車	10,000~

(花巻市立東和中学校の例)

その2 実際に支出された教育費(2004年度、1人あたり年間、単位円)

	すべて公立の場合		小学校のみ公立の場合	
幼稚園	学校教育費	145,297	学校教育費	367,450
	学校外活動費	92,881	学校外活動費	141,969
	年間	238,178	年間	509,419
	3年間計	714,534	3年間計	1,528,257
小学校	学校教育費	95,313	学校教育費	95,313
	学校外活動費	218,848	学校外活動費	218,848
	年間	314,161	年間	314,161
	6年間計	1,884,966	6年間計	1,884,966
中学校	学校教育費	169,304	学校教育費	959,333
	学校外活動費	299,469	学校外活動費	315,435
	年間	468,773	年間	1,274,768
	3年間計	1,406,319	3年間計	3,824,304
高等学校	学校教育費	342,152	学校教育費	769,458
	学校外活動費	174,179	学校外活動費	265,231
	年間	516,331	年間	1,034,689
	3年間計	1,548,993	3年間計	3,104,067
	15年間計	5,554,812	15年間計	10,341,594

注 学校教育費：授業料・修学旅行等費用・生徒会費等・PTA会費・その他学校納付金・寄付金・教科諸費(高校のみ)・図書費・学用品費等・教科外活動費・通学費・制服・通学用品費・他

学校外活動費：家庭内学習費・家庭教師費・学習塾費・習い事費・他

[文部科学省「文部科学統計要覧」平成16年度版のデータより作成]

**自立するまでお金はいくらかかるのだろうか** 私たちは高校卒業までにどれくらいの費用がかかるのでしょうか。日常生活(食費、衣料費など)を年平均40万円とすると、18年間で720万円。そして、幼稚園から高校までの教育費は、すべて公立で約550万円、小学校以外が私立にすると1,000万円以上かかります。さらに、大学生活4年間の支出計は、国公立の自宅生で400万円以上、私立の間借りで1,000万円ともいわれています。こんなに高額な費用がかかっているとは驚きです。どんなふうに感じましたか。

### その3 契約ってなんだろう

契約といわれて、あなたはどんなことを思い浮かべたでしょうか。ワークシートにあるように、私たちの生活には、たくさんの契約があります。車を買う、家を建てるのような重大な行為を思い浮かべられるかもしれませんが、「消しゴムを買う」、「漫画を買う」、「電車に乗る」など、日常の生活の中に契約は数多く存在しています。

#### 契約クイズ

ワークシートP2の「契約クイズ」の解説をします。

コンビニでノートを買った。

売買契約

先生が宿題を出した。

× 約束だから

自動販売機で飲み物を買った。

売買契約

気に入った本を見つけた。

× まだ契約にはなっていません。

電車に乗って出かけた。

運送契約

電話で宅配ピザを頼んだ。

売買契約。電話した段階で契約は成立しています。気が変わったとしても、商品を受け取る権利と支払いをする義務が発生します。

欲しいTシャツがあったので、今度買う約束を店員さんと口約束した。

店員さんに話した段階で契約は成立しません。

CDをレンタルショップで借りた。

賃貸借契約

#### 契約と約束

契約は、一方の申し込みの意思表示が、他方の承諾の意思表示と合致したときに成立します。

契約は、法律上の責任が生じる約束のことで、単なる約束とは異なります。

いったん契約すると、原則的として一方的に取り消したり、解除することはできません。契約は慎重に行う必要があります。契約の解除については学習の後半で学びます。

#### 中学生は携帯の契約はできるのか

テレビを見てみると携帯電話のCMが多いのに気づきます。その過熱ぶりは、番号ポータビリティ制度ができさらに拍車がかかったようにみえます。

建物の外から連絡がとれること、緊急時の連絡や様々な機能(ワンセグ、音楽、カメラ、メール、おサイフケータイ)の充実によって、携帯電話の利用者はふえる傾向にあります。

一方、携帯電話所有者が有害サイトによるトラブルにより、犯罪に巻き込まれるケースもふえています。出会い系サイトやワンクリック詐欺、架空請求など、様々な危険があることを理解しておかなければなりません。このようなことから、携帯の所有については、十分考える必要があります。

中学生は未成年のため、携帯電話の契約はできません。

携帯電話を利用する場合には、「電話機購入契約」と、「電話会社の回線利用契約」が必要になります。

いずれにしても、購入や利用の仕方については、家族と話し合っ決めてなければなりません。





学習課題 2

商品を選ぶ条件は何ですか

学習のねらい

商品を選ぶ条件を理解することができる。

商品を選択・購入することができる。

1 見つめよう

商品やサービスにはどんなものがありますか。

どんな商品を選ぶといいのでしょうか。



2 追究しよう

(1) 物資とは・・・お店などで売られている形のある ( ) ( P 7 ) **物資**  
サービスとは・・・企業や公共機関によって ( ) されている ( )

**サービス**

(2) 商品の表示にはどんなことが書かれていますか。商品を調べてみましょう。マークにも注目しましょう。( P 7 ~ 9、11 ) **表示** **マーク**

①	②	③

(3) わたしたちは、何から商品の情報を収集するのでしょうか。また、なぜ情報を収集しなければならないのでしょうか。( P 10 )

**情報の収集・整理・選択**

### 3 考えをまとめよう

商品を選ぶ条件は何ですか。下の商品を選ぶときの条件を書きましょう。

(1) シャンプーを選ぶときの条件を、3つ書いてください。

(2) 美容院（理容院）を選ぶときの条件を、3つ書いてください。

(3) お菓子を選ぶときの条件を、3つ書いてください。



選ぶときの条件

物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

シャンプー、美容院（理容院）、お菓子のうち一つの、商品の選択の条件を、班ごとにまとめます。みんなから出されたアイデアをまとめていく方法で行います。

ふせんに、商品を選ぶ条件を3つを書く。 (1分)

自分の意見を言いながら、大きな紙に、似た意見同士を近くに置いていく。

共通する意見をまとめ、見出しをつける。

(まとめられないものはそのままよい) (3分)

グループごとの関連を話し合い、矢印で結んだり、強調したりして、構造化する。

(構造化 成り立ちや関係をわかりやすく明らかにする) (2分)

発表する。班長さんお願いします。 (30秒×6班)

### 5 生活に生かそう

商品を購入するとき、これからどんなことに気をつけていきたいですか。

今日の自己評価（該当する項目の の中に、レをつけてください）

商品を選ぶ条件がわかりましたか。

A：とても

B：まあまあ

C：あまり

D：全然

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A：とても

B：まあまあ

C：あまり

D：全然

**その1 物資とサービスの例**

**物資** お店などで売られている形のある商品



**サービス** 企業や公的機関によって提供されている用役・サービス



**その2 商品に関する情報**

消費者が商品を購入しようとするとき最も参考にするのが、その商品に関する説明書（表示）になります。消費者に必要な情報を適切に伝えるために、表示の仕方が下のようになっています。

**主な商品表示**

表示に関する法律	内 容
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS）	「日本農林規格（JAS規格）制度」と「品質表示基準制度」。1999年より、品目、原材料名、内容量、賞味期限（品質保持期限）、保存方法、製造業者名または輸入業者名、国産原材料の使用割合、輸入品にあっては減産国名などを表示する。
有機食品の検査認証制度（特別栽培農産物に係る表示ガイドライン）	有機食品（有機農産物と有機加工食品）の表示。特定JAS規格。
遺伝子組み換え食品	消費者が商品選択のための表示制度として、厚生省は2001年から義務表示を導入した。
食品の日付表示	製造加工・流通技術の進歩によって、製造年月日表示だけでは、食品の品質がいつ保たれるのかわかりにくくなったので、1995年から期限表示を導入。
クリーニング業、理容業及び美容業の標準営業約款（Sマーク制度）	理容業、美容業、クリーニング業などの生活衛生関係営業が、提供するサービスや技術の内容を適性に表示するもの。
日本工業規格（JISマーク制度）	消費者が安心して品質の良い商品を手に入れるよう、国が定めた製品規格に適合する品物にJISマークを表示できる。
家庭用品品質表示法	消費者が品質を識別することが困難なものが「品質表示の必要な家庭用品」として指定され、成分・性能・用途・取扱い上の注意などを表示する。
住宅の品質確保の推進等に関する法律	住宅性能表示制度を内容とする。「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「維持管理への配慮」「温熱環境」「空気環境」「光・視環境」「音環境」「高齢者への配慮」の9項目、29の性能について評価している。

消費期限と賞味期限のちがい

期限名	特 徴	食 品 例
消費期限	・品質の劣化が早く、日持ちしない食品 ・飲食可能な期間が5日間以内	・お弁当 ・サンドイッチ ・菓子パン・肉 ・魚
賞味期限	・長期の保存が可能な食品 ・3ヶ月以上は年月で表示	・乾燥食品・かんづめ ・調味料 ・カップラーメン ・お菓子 ・飲料

表 示 の 例 (その1)

名 称	菓子パン	
原材料名	小麦粉・チョコフラワーペースト ・砂糖・チョコ・豚脂・卵・パン 酵母・ショートニング・食塩・乳 化剤・イーストフード・V・C・ 香料・保存料(ソルビン酸)・増粘 多糖類・ソルビット(原材料の一 部に乳成分・大豆を含む)	
内容量	6個	消費期限 表面に記載
保存方法	直射日光、高温多湿を避けて保存 してください。	
製造者	パン株式会社 東京都千代田区 製造所固有記号は表面に記載	

開封後は賞味期限にかかわらずお早めにお召し  
上がりください。消費期限は( ) の保管温  
度の検査で十分安全を見込んだ期限となっております。

5月～10月...30 11月～4月...25

栄養成分表示(1個当たり)	
熱量	139Kcal
たんぱく質	3.5g
脂 質	4.5g
炭水化物	21.2g
ナトリウム	82mg

名 称	洋生菓子
原材料名	砂糖、果糖ぶどう糖液糖、水飴、植物油脂、 コーヒー、乳製品、ゼラチン、香料、酸味料 増粘多糖類、カゼインNa、カラメル色素、乳 化剤、メタリン酸Na
内 容 量	80g x 3個
賞味期限	ふたに記載
保存方法	要冷蔵10 以下
製 造 者	乳業株式会社東京都昭島市 製造所固有記号はふたに記載

(開封後は早めにお召し上がり下さい。)お問い合わせ先  
・離水することがありますから品質には影響がありません。  
・中身のクリームが飛び散らないように開封の際はゆっくり  
とお開けください。  
・クリームにコーヒーが混ざる事があります。  
・常温で放置するとゼリーがやわらかくなる事があります。

栄養成分1個(80g当たり)

エネルギー	80Kcal
たんぱく質	1.3g
脂 質	2.6g
炭水化物	12.8g
ナトリウム	43mg

ご注意・ハミガキが飛び散って目に入らないよう  
に気をつける。こすると目を傷つけるこ  
とがあるので、こすらずすぐに充分洗い  
流し、痛みなどの異常が残る場合は眼科  
医に相談する ・発疹などの異常が出た  
ら使用を中止し、医師に相談する・傷な  
どに直接つけない。

成 分	
湿潤剤	ソルビット液
清掃剤	Ca顆粒、Zn顆粒、粉末セルロース
薬用成分	ポリエチレングリコール、 モノフルオロリン酸ナトリウム 塩化ベンゼトニウム
粘結剤	カルボキシメチルセルロースナト リウム
発泡剤	ラウリル硫酸ナトリウム
香味剤	香料(ナチュラルミントタイプ) サッカリンナトリウム
着色剤	青色1号

販売名 (歯みがき粉)  
医薬部外品 80g  
株 式 会 社

パウダースプレー  
(医薬部外品) 40g  
薬用 せっけんの香り  
効能・効果: わきが(脇臭)、皮膚汗臭、制汗  
販売名: パウダースプレー

ご注意 衣服につくとしみになることがありま  
す。しみの発生を抑えるためにも、次  
の使用方法を守ってください。

- ・衣服を着る前に、肌から10cm以上はなして円を  
描くようにスプレーしてください。
- ・1ヶ所につき3秒以内にとどめてください。
- ・乾いてから衣服を着てください。
- ・朝1回お使いいただくと1日中快適です。
- ・ご使用前に上下に強く4～5回振ってください。
- ・さかさまにしても使えます。

凍傷の危険がありますので、上記使用方法を守  
ってお使い下さい。 しみになった場合は、市販  
の衣料用漂白剤(過酸化水素、界面活性剤配合の  
もの)を使用し、しみに直接塗布する方法で落と  
して下さい。(以下略)

**火気と高温に注意**

高圧ガスを使用した可燃物の製品であり、危険  
なため、下記の注意を守ること。 炎や火気の  
近くで使用しないこと。 火気を使用している  
室内で大量に使用しないこと。 高温にすると  
破裂の危険があるため、直接日光の当たるとこ  
ろやストーブ、ファンヒーターの近くなどに温  
度が40度以上となるとところに置かないこと。  
火の中に入れてないこと。 使い切って捨てる  
こと。  
高圧ガス: LPG

2 「商品を選ぼう」資料

表示の例(その2)

名称	洋生菓子
原材料名	ぶどう糖果糖液糖、砂糖、桃果汁、洋酒、デキストリン、こんにゃく粉、pH調整剤、酸味料、ゲル化剤(増粘多糖類)、香料
内容量	25g x 1.2個入
賞味期限	この面のバーコード下に記載
保存方法	直射日光を避け、涼しい場所に保存してください
販売者	株式会社 群馬県 製造所固有番号は賞味期限の左に記載

ご注意/WARNING

本品はこんにゃくゼリーですので弾力性があり、そのまま吸い込むとどに詰まる可能性があります。吸い込まずにカップの底をつまみ中身を押し出し、よく噛んでお召し上がりください。特に凍らせてお召し上がりいただく場合は固さが増しますのでご注意ください。小さなお子様やお年寄りの方は、食べやすい大きさに切ってお召し上がりいただくことをおすすめします。食べ過ぎ、あるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合があります。

栄養成分表1個(25g)あたり

エネルギー	2.6 Kcal
たんぱく質	0g
脂質	0g
糖質	6.3g
食物繊維	0.2g
ナトリウム	9mg
リウム	2.7mg
カリウム	5.7mg

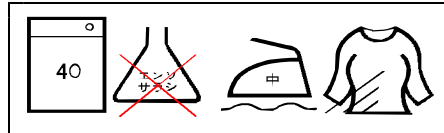
製品中に黒または茶色の粒が見えることがあります。こんにゃく芋由来のもので品質の問題はありません。熱や光の影響により変色することがあります。食べても問題ありませんが風味は劣ります。冷蔵または冷凍保管した場合、製品中の水分が白く結晶化することがあります。また開封の際にも白い結晶が表れることがありますがいずれも品質には問題ありません。加熱しないでください。賞味期限内にお召し上がり下さい。

品名/台所用合成洗剤  
用途/野菜・果物・食器・調理用具用、スポンジ(除菌)  
液性/中性、成分/界面活性剤(4.1%、アルキルエーテル硫酸エステルナトリウム、アルキルアミンオキシド、アルキルグリコシド、アルキルヒドロキシスルホベタイン、ポリオキシエチレンアルキルエーテル)、安定化剤  
使い方と使用量の目安/野菜・果物・食器・調理用具の洗浄 水1Lに対して0.75ml(調理用小さじ1杯は約5ml)、スポンジの除菌 スポンジをよく絞り、約8mlの原液につけ、まんべんなく浸透させ次に使用するまでおいておく。(菌のすべてを除菌するわけではありません。)  
使用上の注意 用途外に使わない。子供の手の届く所に置かない。うすめた液を長時間おくと変質することがあるので、使用のつどうすめて使う。使用の際は手をよく水で洗い、クリーム等でお手入れを。荒れ性の方や長時間使用する場合、また原液をスポンジを含ませて使用する時は炊事用手袋を使う。野菜・果物を洗うときは5分以上つけたままにしない。流水の場合、食器及び調理用具は5秒以上、野菜・果物は30秒以上、ため水の場合は水を変えて2回以上すすぐ。  
応急処置 液が目に入った時は、こすらずすぐ流水で充分洗い流す。異常が残る場合は眼科医に相談する。飲み込んだときは水を飲む等の処置をする。  
株式会社  
東京都中央区 xxx(xxxx)xxxx

サイズ

身長 160  
胸囲 86  
-----  
160B

ポリエステル 60%  
綿 40%



日本製

医薬品 ジェル20g  
1gの成分: 塩酸リドカイン30mg、マレイン酸クロルフェニラミン10mg、クオタミトン50mg、酢酸プレドニゾロン1.25mg、塩化ベンゼトニウム1mg、サルチル酸グリコール20mg、-メントール30mg 添加物: カルボキシビニルポリマー、ヒドロキシプロピルメツルセルロース、トリエタノールアミン、ゲラニオール、アルコール、1,3-ブチレングリコール  
適応症: かゆみ、虫さされ、じんましん、あせも、かぶれ、しもやけ、湿疹、皮膚炎、ただれ  
用法・用量: 1日1~数回、患部に適量塗布して下さい  
使用上の注意 1. 次の部位には使用しないで下さい(1)水疔(水ぼうそう)、みずむし・たむし等又は化膿している患部(2)目の周囲、粘膜(例えば、口唇等) 2. 長期連用しないで下さい

DRY WEAR [吸汗速乾]  
汗をかいてもすぐ乾きます。肌ざわりは、さらっとさわやか。水分をすばやく吸収して発散させる機能は洗濯しても変わりません。

EXTRA FINE COTTON  
[エクストラファインコットン]  
この商品は、高級で希少とされる、繊維長が最長クラス(3.5mm以上)の綿花で紡いだ糸を使用しています。気品ある光沢となめらかな風合いをお楽しみください。

UV CUT [紫外線カット]  
お肌にダメージをもたらす紫外線の影響を減らします。

## その3 情報収集の必要性

## 情報源の種類



## 情報収集と選択の必要性

多くの生活情報が、私たちの周りには存在しています。テレビや雑誌・新聞などの情報源に加え、情報通信技術のめざましい発展によって、携帯電話やパソコンからのインターネット利用が急速に進み、自分から知りたいことを時間や場所に縛られずに調べることができるようになっていきました。

それらの情報の中には、消費者に有利な点ばかり協調したものも少なくありません。物資やサービスを購入するときは、できるだけ多くの情報を収集・比較し、自分なりの選択基準をもって、意思を決定していく必要があります。

## その4 いろいろな商品を選ぶ条件の例

商品を選ぶ条件はつぎのようにさまざまなことがあげられます。何を優先して選択するのは、購入する物や、予算などによって、異なってきます。

## 生鮮食品

新鮮か  
値段は適正か予算内か  
味  
商品を見て品質を確認する  
ごみがでないか

## 加工食品

値段は適正か予算内か  
味がよいか  
好みに合うか  
品質はよいか  
(賞味期限、原材料、原産国、マーク、保存方法)  
ごみがどれくらいでるか、分別の方法はどうか

## 衣類

着用の目的に合っているか  
値段は適正か予算内か  
サイズは合っているか  
デザイン・色は気に入ったか  
他の服との組み合わせはよいか  
品質はよいか(組成表示・マーク)  
手入れの方法はよいか(洗濯、アイロン)

## 電化製品

使用の目的に合っているか  
値段は適正か予算内か  
性能はよいか  
機能は納得のいくものか  
品質はよいか(表示・マーク)  
補修やアフターサービスは保障されているか

## 日用品

使用の目的に合っているか  
値段は適正か予算内か  
品質はよいか  
(表示・マーク)  
環境に配慮した素材か  
詰め替え用があるか  
分別の方法はどうか

## 家具

使用の目的に合っているか  
値段は適正か予算内か  
材質・デザイン・色・重さは気に入ったか  
品質はよいか  
(表示・マーク)  
使用後の処分の方法はどうか

その5 暮らしの中のマーク

暮らしの中に見られるマークは、国や自治体、業界団体などが、基準を定めています。

安全を保証するマーク			
			
マーク名：STマーク	PSCマーク	SFマーク	SGマーク
商品：安全なおもちゃ	圧力鍋、ヘルメット	国産、輸入花火	歩行器、乳母車
品質を保証するマーク			
食生活のマーク			
			
JASマーク	JHFAマーク	飲用乳公正マーク	特別用途食品マーク
加工食品全般	健康補助食品	飲用牛乳	栄養に配慮した食品
			
特定保健用食品マーク	SQマーク	冷凍食品認定証マーク	Eマーク
健康食品	菓子	冷凍食品	地域特産物食品
衣生活のマーク			
			
ウールマーク	コットンマーク	SEKマーク	シルクマーク
羊毛99.7%以上	綿100%基準合格	毛布、シーツ、衣類	絹100%基準合格
住生活のマーク			
			
JISマーク	Gマーク	防災ラベル	CPマーク
台所、寝具、文具	グッドデザイン商品	じゅうたん、カーテン	住宅用開き扉錠
環境への配慮を示すマーク			
			
エコマーク	グリーンマーク	再生紙使用マーク	容器包装識別マーク
環境保全に役立つ商品	原料に古紙を割合以上	古紙を100%使用	紙パックリサイクル

その6 暮らしの中の問題

国民生活センターは「ミニカップタイプのこんにやくゼリーによる事故防止のために消費者への警告と行政・業界への要望」を出しています。  
(2007年7月5日)  
その調査結果をここに抜粋します。  
・1995～2007年まで死亡事故は14件  
・普通のゼリーと違うとわかる形状のものはほとんどない  
・子どもや高齢者に与えないように注意する表示は6割以上の銘柄でみられない  
・小さく切って与える注意を促す表示は7割以上にみられた  
・日本では2007年6月現在、製品に対する公的な規格や基準の設定、規制は行われていない。

子どもから高齢者までが安心して安全な食生活を送れるような消費者の声が大切です。



カロリーのオフとゼロカロリーの違いがのっています。健康問題への関心の高さが商品のカロリー表示に表れてきています。自分の価値判断の広さや、多様性が今求められています。



### 学習課題 3

## あなたならどのジーパンを選びますか

#### 学習のねらい

いろいろな観点から商品を選択することができる。  
衣類のリサイクルについて関心をもつことができる。

### 1 見つめよう

3つのジーパンを見て、あなたならどのジーパンを選びますか。また理由は何ですか。

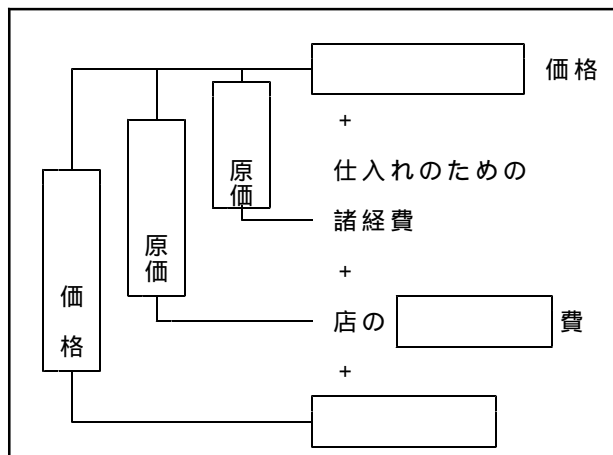
商品の価格はどのように決まるのでしょうか。



### 2 追究しよう

(1) 商品の価格の決まり方 ( P 15 )

販売価格はどのように決まるのでしょうか。



なぜ、安い商品ができるのでしょうか。

安い商品の特征を考えてみましょう。

(2) 自分のファッションへのこだわりについて考えてみましょう。( P 15 )

(3) 着用されなくなった衣類のリサイクルについてどう考えますか。( P 16 )

3 Rとは・・・

Reduce (リデュース) 不必要な物は買わない  
Reuse (リユース) 繰り返し使う  
Recycle (リサイクル) 資源に再生して利用する

**リサイクルと再利用**

**3 R**

### 3 考えをまとめよう

あなたならどのジーパンを選びますか？理由も書きましょう。

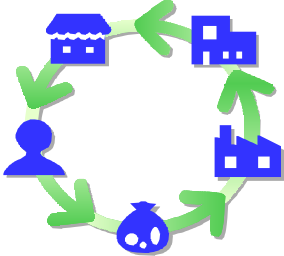
わたしは	<input type="text"/>	を選びます
理由は	<input type="text"/>	からです。

選ぶときの条件 物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

着用しなくなったジーパンを活用する方法を考えてみましょう。

絵を描いてみましょう。



### 5 生活に生かそう

商品やサービスを購入するとき、これからどんなことに気をつけていきたいですか。

今日の自己評価（該当する項目の の中に、レをつけてください）

いろいろな観点から商品やサービスを選択することがわかりましたか。

A：とても B：まあまあ C：あまり D：全然

学んだことを生活に生かそうと思えましたか。

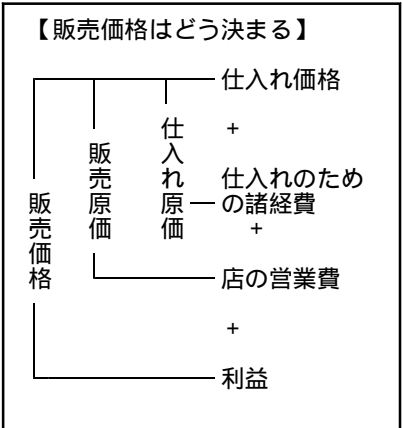
A：とても B：まあまあ C：あまり D：全然

**その1 商品の価格の決まり方**

一般に商品の価格は、品物の品質や提供のされ方の違いによって異なります。教科書のほうれんそうのように、栽培方法や人件費、輸送費、流通経路などによって違ってきます。

現在のように物価が下落している経済では、商品の価格を低下させないと売上額も増えないため、低価格競争が進んでいます。例えば、「百均」や「無印商品」の人気、「ディスカウントショップ」「大型店」の進出などです。

一方では、高級ブランド志向の増加や、高価格の限定商品がすぐ売れきれするなど、自分の生活の豊かさを求めたライフスタイルの定着も進み、商品の選択の基準は「安い」だけではない時代になっています。



**その2 戦後のファッションの歴史**

衣服選択のポイントにデザインが上げられます。日本のファッションの歴史を紹介します。

**50年代ファッション**

シネマファッション 映画がファッションリーダー。1953年の『君の名は』の「真知子巻き」や1954年の『ローマの休日』のヘップバーンカットが代表的。

太陽族 『太陽の季節』石原慎太郎のファッション。アロハシャツにマンボズボン、サングラス。

**60年代ファッション**

アイビー・ルック アメリカ東海岸の名門8大学アイビーリーグから。ボタンダウンのシャツ。

ミニスカート 1967年にモデルのツイギーが来日し日本でも大流行。膝上30cmが人気。

**70年代ファッション**

ジーンズ ヒッピー（伝統や制度に反対する若物）が世間に広め、最先端ファッションとしてジーンズが認識される。当時はラッパのように裾が広がったデザインと上げ底靴のスタイル。

ニュートラ ファッション雑誌の創刊があいつぎ、そこから火がついたブーム。神戸発のお嬢様風ファッションスタイルで、ニュートラディッシュナルを「ニュートラ」と雑誌が名付けた。（横浜元町発は「ハマトラ」）

**80年代ファッション**

DCブランド デザイナー&キャラクターブランドの略。「ワイズ」「コム・デ・ギャルソン」など。

ボディコン ボディ・コンシャスの略。体のラインを強調したスタイル。はじめは通勤着のスーツが主流であったが、のちに遊び着として定着する。

**90年代ファッション**

グランジ・ファッション グランジ・ロックから派生。着古してすり切れたネルシャツやカーディガン、穴のあいたジーンズやスニーカー。

ヒップ・ホップ・ファッション ニューヨークの黒人文化そのものとして誕生。トレーナー、金の鎖、スニーカー、スポーツ用ジャージがベース。

**コラム “ジープンの歴史”**

現代のジーンズは、ヨーロッパで生まれたデニムをアメリカに持ち込んだリーバイ・ストラウスの発案によって誕生した。その起源は15世紀、イタリアの港町ジェノバで作られた厚く丈夫な布地、あるいはその布地でできたパンツを着用していた水夫をジェノイーズと呼んだのが語源といわれる。アメリカではリーバイ・ストラウムがこの生地をインディゴで虫除け、蛇避けをかねて染めた物がブルージーンズの発祥である。1955年の「理由なき反抗」でジェームス・ディーンが着用していたことから、世界中の若者の間に普及していった。日本では敗戦後、アメリカ軍（G I）が放出した古着の中に大量のジーンズがあり、当時の若者が着用した。ジープンは日本の呼び方で、G Iがはいていたパンツからとったという説が有力である。2004年1月に、アメリカのリーバイ・ストラウス社が閉鎖となり、人気は現在に続いている。

### その3 衣類のリサイクル活動

現代の衣生活においては、衣類を安く購入できることから、家庭で作るより買うことが多い消費中心の生活になってきています。このような消費生活では、「おさがり」や「繕って着る」、「膝当てをして着る」ことが少なくなっています。

様々な理由で着なくなった衣類がみなさんの家庭にもありませんか。その活用方法はいろいろあります。「譲る」、「フリーマーケットに出品」、「寄付する」、「リフォーム」、「ぞうきんにする」などです。

ある企業で行っている衣類の全商品リサイクル活動について紹介します。回収した衣料はエネルギー資源や繊維へとリサイクルするとともに、救護衣料としてリユースするなどしています。

衣類に限らず、廃棄した自動車や携帯電話などのリサイクルや、食品加工途中で廃棄されたものをエネルギーの資源に利用など、企業においても環境に対する施策が問われています。

環境に配慮した商品や企業の選択・購入は、商品を選ぶ一つの視点となるでしょう。

<リサイクル活動内容（2007年3月度）>

回収点数	：約300,000点		
リサイクルの内訳	リユース（発展途上国への支援）するもの	約79%	
	リサイクル（電気エネルギー）するもの	約20%	
	リサイクル（ウエス・断熱材）するもの	約1%	
今回のリユース先	：アフリカのタンザニア、ウガンダの難民キャンプへ寄贈		

### その4 ジーパンのリフォーム

ジーパンのリフォームの写真を紹介します。



#### 作品の紹介

- 1 トートバッグ  
（ポケットをそのまま利用）
- 2 レターラック  
（すそのはぎれを利用）
- 3 肩かけバッグ  
（腰部利用）
- 4 バッグ  
（足部）
- 5 帽子  
（足部）



岩手県立総合教育センター 製作

学習課題 4

あなたはどの販売方法を利用しますか

学習のねらい

商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択することができる  
通信販売を利用するときの注意点を理解することができる

1 見つめよう

クラスメートの通信販売の利用状況を知りましょう。

疑問に思ったことや、課題は何ですか。



2 追究しよう

(1) いろいろな販売方法の特徴

販売方法

店舗販売	無店舗販売	
	通信販売	訪問販売
スーパー、コンビニ、デパート、八百屋、肉屋 ・商品を直接見て買える	カタログ、雑誌、テレビ、インターネット ・買い物に行く手間が省ける	化粧品、食品、さお、教材 ・家庭で買い物ができる

その他の無店舗販売・・・街頭販売、自動販売機、移動販売

(2) 支払いの方法

支払い方法

{ } 払い	即時払い	{ } 払い
テレホンカード、図書カード、定期券 お金と同じに使える 使い忘れる	現金、(デビットカード) 自分の小遣いや収入に見合った買い物ができる 現金がないと買えない	通信販売の支払い、電話料金、電気・水道料金、クレジット 現金がなくても利用できる 使いすぎる

(3) 通信販売を利用するときの条件 ( P 19 )

通信販売の利用

カタログや説明書を取り寄せ、商品について調べ、{ } してから注文する。  
 カatalogや広告は、商品を使用するまで { } する。  
 送料の負担・代金の { } 方法・商品の引き渡し方法・{ }  
 ・交換はできるか、解約手数料等を確認する。  
 通信販売の場合は { } マーク、インターネット利用の場合は  
 { } マークがついているかを確認する。  
 取引の際、{ } の入力最低限にする。



### 3 考えをまとめよう

あなたはどの販売方法や支払い方法を利用しますか。下の表の空らんを書いてください。

スポーツ飲料	単行本	Tシャツ
を選ぶとしたら		
販売	販売	販売
で購入します。支払い方法は		
払い	払い	払い
です。この販売方法を選んだわけは次のとおりです。		

物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

みんなが選んだ販売方法や支払い方法について意見交流をしましょう。

参考になった意見をメモしておきましょう。(誰の意見かわかるように書きましょう)

### 5 生活に生かそう

通信販売を利用するとき気をつけたいことは何ですか。

今日の自己評価(該当する項目の の中に、レをつけてください。)

商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択できましたか。

A : とても                      B : まあまあ                      C : あまり                      D : 全然

学んだことを生活に生かそうと思えますか。

A : とても                      B : まあまあ                      C : あまり                      D : 全然

**その1 いろいろなカード**

あなたは何枚カードを持っていますか。カードには大きく分けて、身分を証明するカードとお金を払うためのカードがあります。(お店のポイントカードはこれ以外のカードになります。)

お金を払うためのカードは、下のように、目的や払い方によって、名称や機能が異なります。中学生や高校生は、安定した収入がありませんので、信用を意味するクレジットカードやローンカードを作ることはできません。現在では、無担保・無保証で信用審査がゆるやかな無人契約機もあり、借金がふえ、多重債務や自己破産する若者が急増しています。自分の収入(小遣い)に見合った、消費生活の在り方を考えなければならないと思います。

【カードの種類】

代金を支払うカード			現金を引き出すカード	
前払い	即時払い	後払い	他人のお金を借りる	自分のお金を引き出す
プリペイドカード あらかじめ代金を払って購入。 図書カード テレフォンカードなど。	デビットカード 買い物したときにその場で自分の口座から引き落とせる。	クレジットカード 代金の支払いを後払いや分割払いにできる。	ローンカード お金を借りるためのカード。	キャッシュカード 自分の口座のお金を機械で出し入れするためのカード。

**その2 通信販売を利用するには**

**通信販売の特徴**

便利なところ	気をつけたいところ
自分のペースでゆっくり商品を選べる。 在宅で手軽に購入できる。 大きな商品も購入できる。 店舗で購入するより早く手に入ったり、サイズの種類が多かったりする。	現物を見られないので、思った物と違うこともある。 届いた物が、破損していたり、違っていた場合の変更が困難。 商品の受け取りと支払いが同時でないことなどからトラブルが起きている。

**通信販売でトラブルに合わないためには**

- 1 より詳しいカタログや説明書を取り寄せて、商品について調べ、納得した上で注文する。
- 2 カatalogや広告は、商品を使用するまで保管する。
- 3 価格・送料の負担・代金の支払い方法・商品の引き渡し方法・解約手数料などを確認する。
- 4 商品が届いたらすぐ開封する(破損・間違いの点検)
- 5 前払いは避ける方がよい。商品が届かない場合がある。
- 6 クーリング・オフ制度は適用されない。
- 7 オンラインショッピングトラストマーク(右参照)は事業者選びの目安になる。
- 8 取引の際、個人情報の入力是最小限にする。(個人情報悪用防止のため)
- 9 返品が可能かどうか必ず確認する。返品についての表示がなにもなければ返品できる。
- 10 私書箱だけで、所在地などの表示がない業者との取引は注意する。
- 11 電話で注文するときは商品などの番号、価格、内容などをはっきり正しく伝え、最後に復唱してもらい、申し込みの日などのメモを必ず残す。
- 12 トラブルにあったら、早めに消費生活センターや、JADMAなどに相談する。(東京都消費生活総合センター「自立した消費者をめざして」消費者教育読本(中学生向け)より)



【オンラインショッピングトラストマーク】



【ジャドママーク】

## ネットショッピングで失敗しないためには

1. 相手を必ず確認しよう  
会社名、所在地、電話番号、更新日（古いサイトは要注意）
2. 商品やサービスの内容を確認しよう  
価格、色、サイズ、数量、送料の負担、サービスの内容（メリットはあるかな）
3. 個人情報の入力には慎重におこなおう  
自分の名前や住所、クレジットカード番号までに
4. 支払いや引き渡しを確認しよう  
代金の支払い方法、商品やサービスの引き渡し時期や方法  
返品可否（方法、送料の負担、手数料）

## こんなときはどうすればいいのQ &amp; A

Q1 「前払いをしたのに商品が届かない！」	Q2 「交換したい！」	Q3 「返品したい！」
購入先に連絡し入金を確認する	販売先サイトの交換に関する内容を確認する	販売先サイトの交換に関する内容を確認する
不在通知がきてないか確認する	返品・交換ができませんとあったらあきらめる	返品・交換ができませんとあったらあきらめる
運送会社に問い合わせる	一応販売先へ交渉してみる	一応販売先に交渉してみる
購入先に連絡がとれなくなっていたらジャドマへ		広告と実物があまりにも違いすぎたらジャドマへ

## その3 通信販売・ネットショッピングのトラブル

## 通信販売

雑誌の広告を見て、スポーツシューズを買おうと思い、業者に電話をかけた。ほしいサイズはないとのことだったが「大きめにできているので大丈夫」といわれて申し込み、代金も支払った。しかし、やはり小さいので、解約を申し出たら断られた。



## 解決方法と対策

靴は、特に現物確認が必要で、通信販売で買うことはあまり向いていない。サイズが同じでもメーカーやデザインによって合わないことがあるので、実際にはいてみて、足に合うかどうか確認する。靴以外でもファッション性のある商品は、色や風合いなどに微妙な差があるため、現物を確認して買うことがよい。業者が大丈夫といったのに、小さくて入らないのだから、説明と実際が違うことを理由に、返品・返金の交渉を試みる。また、通信販売を利用するときは、自主的にクーリング・オフ制度を定めている業者（JADMA）を選ぶとよい。

## ネットショッピング

インターネットで、通常の70%の販売価格で、数台限定のゲーム機を見つけので購入することにした。住所や名前などの個人情報を入力して、銀行に代金を振り込み商品が届くのを楽しみに待っていたが、なかなか商品が届かない。あわてて事業者に連絡を取ろうとしたら、ホームページが消えてしまい、連絡がとれなくなってしまった。

## 解決方法と対策

詐欺被害もあるネットショッピング。代金を前払いさせて「雲隠れ」するケースも少なくない。「信頼できる相手と取引をすること」「前払いは避ける」ことがポイント。疑問があったらメールで問い合わせしてみる。そのときの対応で、信頼できるかどうかある程度わかるはず。申し込み時のHPの画面は、プリントアウトしておくこと。



学習課題 5

消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか

学習のねらい

悪質商法などのトラブルの例を知り、対処の方法を理解することができる。

1 見つめよう

消費トラブルの例（寸劇）を見て感想を発表し合おう。

消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか。



2 追究しよう

(1) いろいろな悪質商法の例を知ろう。( P 38 ~ 39 )

**悪質商法**

悪質商法名	トラブルの内容
悪質な〔 〕	消火器や住宅リフォームなど、訪問して無理矢理契約させる。
〔 〕	街角で声をかけ、喫茶店などに連れていき商品を買わせる。
〔 〕	電話や葉書で商品が当たったと呼び出し、違う物を買わせる。
〔 〕	知人に商品を紹介して購入してもらおうと儲かると言われ、はじめに大量の商品を購入させられる。
その他 携帯トラブル、振り込め詐欺、架空請求、点検商法、催眠（SF）商法、資格商法 ネガティブオプション（送りつけ商法）、無料商法、内職商法、おとり広告、デート商法	

(2) 消費者保護の権利と責任を知ろう ( P 25 )

消費者の権利

- 選ぶ権利
- 知らされる権利
- 安全を求める権利
- 意見が反映される権利
- 消費者教育を受ける権利

消費者の  
5つの権利

消費者の責任

- 批判的意識
- 自己主張と行動
- 社会的関心
- 環境への自覚
- 連帯
- 消費者保護

消費者の  
5つの責任

消費者の権利と責任      消費者保護の法律

(3) クーリング・オフ制度を知ろう。( P 24 )

悪質商法に限らず、いったん契約したものであっても、一定期間内であれば解約できる制度のこと。

条件

- 〔 〕以外の場所であること。
- 指定された物やサービスのみ。
- 〔 〕日間以内であること。
- マルチ商法は20日間
- 配達記録郵便を利用すること。
- 通信販売はクーリング・オフができない。

**クーリング・オフ制度**

## (4)トラブルにあったときの相談機関( P26)

「岩手県立県民生活センター」「県南広域振興局地域支援部(花巻市役所)」「東和総合支所」

相談機関

## 3 考えをまとめよう

次の消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか。具体的にどんな言動をとるか意思決定しましょう。

街で、「アンケートをお願いします」と声をかけられたら？

今のままの成績では志望校に合格できないと言われ、学習教材をしつこく勧められたら？

「 に入会ありがとうございます」という、身に覚えのない高額な請求書がきたら？

の後、高額な英語教材を契約してしまったが解約したいときは？

消費トラブルの対処

## 4 実践しよう

シナリオ集を参考にロールプレイングをしてみましょう。  
 役柄は自分たちで決めます。どの事例でもかまいません。  
 どんな気持ちの変化があるか、考えながら演じてみましょう。  
 (シナリオ P38~39)  
 資料 P26の「契約解除通知」を書いてみましょう。



## 5 生活に生かそう

消費トラブルにあわないようにするためには、どんなことに気をつけるといいですか。

今日の自己評価

契約解除通知を書くことができましたか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

## その1 トラブル事例&amp;解決方法と対策

## 訪問販売～学習教材の場合～

無料体験の学力テストをしてみないかとしつこくせまり長時間いすわる。「無料なら」と家族や本人の了解をとり、テストを行う。その後テスト結果から「このままでは志望校に合格できない」「今ならキャンペーン中で安い教材が手に入る」「教材を購入すれば成績がぐんぐん上がる」などと、誇大表現し高額な教材の契約をさせる。

## 解決方法と対策

教材の金額は様々だが、3年間の教材で50～100万円するものもある。事業所によっては、高校の偏差値の資料を配付したり、先生方も勧めているというような情報を流したりし、消費者の不安をおおっている。契約してから8日間以内であれば、「クーリング・オフ」が適用になるので、契約の解除の手続きを行うこと。長期にわたって受けるサービス取引は、中途解約ができるものもある。同じような教材販売や家庭教師のあっせんでは「電話勧誘販売」もある。そのような電話はすぐ切ったほうがよい。

## 携帯電話&lt;架空・不当請求&gt;

携帯電話にメールが届き、無料とかかれたURLをクリックしたら、「登録完了」となった。その後、高額な料金を請求され、払わないと自宅に回収に行くと言われたメールが届いた。携帯の無料サイトにアクセスしたら有料サイトにつながり、個人識別番号が表示された。個人情報を知られてしまいどうしたらいいかわからない。

## 解決方法と対策

どちらのケースも契約内容を承諾してクリックしていないので、契約は成立していない。電子商取引（インターネットなどの情報技術を利用した取引）では、消費者の意思を確認する画面を設定していないので、支払う必要はない。「個人識別番号」は電話機の固有情報である。対策としては、「毅然とした態度で無視する」「請求のはがきやメールは証拠として保管すること」「家族や周囲に相談すること」「請求書の電話番号に自分からかけない」「個人情報には教えない」がある。

## キャッチセールス

私は20歳の専門学校生。街を歩いていたらかっこいい男の子に声をかけられた。「今、モデルのキャンペーンをやっているんだけど」「えっ、モデル？」「君かわいいからモデルになれると思うよ。今あのビルで説明会をしているから行って見ない？」と誘われビルの中に。そこはエステ店。男の子はいなくなって、代わりにきれいなお姉さん。「化粧品に興味ある？」と聞かれ、化粧品を勧められた。今ならエステの無料券もつくし、月々1万円の支払いなら大丈夫よと言われ、40万円で契約することにした。

## 解決方法と対策

これは高額な商品売るのが目的の悪質商法。化粧品や絵画、アクセサリ、英会話教材、エステやリゾートホテルの会員権などを売るために、「アンケートをお願いします」「映画は好きですか」など、興味を引くことをいって店舗や喫茶店に引き込むので注意すること。こちらでもクーリング・オフができる。送られてきた荷物も着払いで送ること。異性の誘いを利用した「デート商法」や「モニター・モデル商法」もある。

## 継続的役務取引（エステ・語学教室・学習塾）

英会話の無料体験をしてみないかと声をかけられ体験する。「素質がある。すぐうまくなれる」と言われ契約することに。「無料体験をしたので、最低1ヶ月は契約してください」といわれ、6ヶ月30万円で契約することにした。「1ヶ月間受講し放題なので毎日きてもらっても大丈夫」といわれたが、実際予約をとろうとすると、いつもいっぱいですべて予約できない。解約を申し入れたら、「1ヶ月は解約できない」といわれた。

## 解決方法と対策

契約をしてしまった場合、8日以内であれば、クーリング・オフができる（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師派遣、パソコン教室は事業所であっても対象）。クーリング・オフでは、商品を受け取ったり、サービスが提供された後であっても、全額返金される。クーリング・オフの期間が過ぎた後でも、法律のルールに基づく中途解約ができる。違約金の定めがあっても、法律のルールによる。サービスの分だけ支払い、まだ提供を受けていない分は返金を求めることができる。

## その2 クーリング・オフ制度

### クーリング・オフ制度とは

英語のCooling-off。消費者が「冷静に考える期間」を意味する。考え直す期間を消費者に与え、この期間内であれば消費者から一方的に申し込みを撤回できる制度。右のような書面で、配達記録郵便を利用します。

解約できるのはどこで契約した場合  
営業所（店舗）以外の場所

### クーリング・オフの期間

キャッチセールス・ アポイントセールスなど	8日間
電話勧誘販売	8日間
マルチ商法	20日間
継続的役務取引 (家庭教師派遣・外国語教室など)	8日間

### クーリング・オフができない場合

通信販売（インターネット・携帯サイトも含む）

総額が3,000円未満の現金取引  
消耗品を一部使ってしまったとき  
クーリング・オフ期間を過ぎたとき  
乗用自動車

平成 年 月 日	氏住 名所	だ商に普 さ品に通 いは振口 す。り座 ぐ。込番 に。ん号 引。で。行 き。く。い 取。だ。の っ。さ。支 て。い。店 く。宛。の	四、三、二、一、 締、契、商、契 結、約、品、約 場、金、名、年 所、額、月、日	左記の契約を解除します。	契約解除通知	
						な、お、支 、。、。、 、。、。、 、。、。、 、。、。、
						、。、。、 、。、。、 、。、。、 、。、。、
						、。、。、 、。、。、 、。、。、 、。、。、

通信販売には法律によるクーリング・オフ制度はないが、自主的に実施しているジャドママークのある業者を利用するといいでしょう。



期間が過ぎても、販売方法に問題がある場合は解約できることもあります。消費生活センターに相談しましょう。

## その3 被害にあわないためには

### 被害にあわないために！

1. いらないものははっきりと断る  
「いりません」「帰ってください」
2. 困ったら家族や知人に相談する
3. うますぎる話は信用しない
4. その場で契約しない
5. 商品やサービスの内容や金額を十分に検討する

### 年代別にこんな被害の特徴が・・・

- 中高生 携帯、パソコン情報関係  
架空請求、高額請求
- 若者 キャッチセールス、マルチ  
商法、資格商法、アポイント  
メント商法、無料商法、  
架空請求、語学教室
- 社会人 電話勧誘による資格商法  
語学教室、エステ
- 主婦 内職商法、点検商法、無料  
商法、パーティ商法、おと  
り広告
- 高齢者 振り込め詐欺、点検商法、  
催眠（SF）商法  
利殖商法

## その4 消費者の権利と責任

### 消費者保護

科学技術や経済が高度化、複雑化してきている現代の経済社会の仕組みのもとでは、消費者は商品やサービスについての知識・情報、価格の決定に関して、事業者に対して弱い立場に置かれています。このような中で消費者が不利益をこうむらないために、さまざまな法令によって保護されています。しかし、不二家やミート社の牛ミンチ偽装問題などの消費者問題も後を絶たず、消費者は一定の情報を持ち、自ら行動を起こしていく必要があります。こうした消費者の立場を保障する視点から、消費者が持つべき基本的な権利として「消費者の権利」が主張されています。(P18参照)

### 消費者保護基本法から消費者基本法へ

戦後の日本高度成長期の大量生産・大量販売の過程で、消費者問題が社会的な問題として取り上げられ、1968年に消費者保護基本法が制定されました。これは消費者保護の憲法であり、国や地方自治体、企業がなすべきことが明確になりました。この法律はその後、それまでの行政による業者の規制による消費者保護から、消費者が権利の主体として、自立できることを支援する内容に改正され、名称も「消費者基本法」と改められました。(2004年)

### 消費者の5つの権利と5つの責任～権利には責任がともなう！～

これまで行政の動きは、消費者を保護するほうに向いていました。しかし最近はいろいろな規制をなくす方向にあり、事業者と消費者は、お互いの責任で取引を行うことが求められています。私たちは、消費者としての権利と責任を自覚し、日々の生活でよりよい選択をすることが大切です。

5 つ の 権 利	選ぶ権利	満足できる物資・サービスを、多くの競争の中から公正な価格で購入できる。
	知らされる権利	正しい選択のために必要な情報が提供される。
	安全を求める権利	健康や安全が保護され、守られる。
	意見が反映される権利	政策や商品の改善・改良に生かしてもらうため、消費者の意見や要望を行政や業界に聞いてもらう。
	消費者教育を受ける権利	消費者の権利や義務について学び、必要な知識や能力を得る。
5 つ の 責 任	批判的意識をもつ責任	物資やサービスの用途、価格、質に対し、敏感で関心や疑問をもつ。
	主張し行動する責任	正しいことは主張し、公正な取り扱いを求めて行動する。
	社会的弱者への配慮をする責任	消費者自身の行動が、他者に与える影響や、社会に与える影響を考え、とりわけ弱者に及ぼす影響を考える。
	環境への配慮をする責任	自らの消費行動が環境に及ぼす影響を考える。
	連帯する責任	消費者の利益を擁護し、促進するため、消費者として団結し、連帯して活動する。

消費者保護の基本的な法律

【消費者基本法】

消費者の安全と選択の機会が確保される権利と、消費生活の安定・向上のために、行政、事業者、消費者の三者の責務や役割を定めている。  
消費者の自立支援が基本理念となり、消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を習得すること、自主的かつ合理的に行動できるように努めることが記される。

【消費者契約法】

消費者が事業者が結ぶすべての契約に適用される。事実と違うことをいわれたなど、問題ある販売で契約した場合は、契約を取り消すことができる。  
例)  
・ウソの情報を与える  
・不確実な情報を告げる  
・不利益な情報を提供せず  
・勧誘の場所に居座る

【製造物責任法 (PL法)】

1995年施行。  
商品の欠陥による被害救済のための法律。  
法施行後、相談件数が多く、拡大損害の多いものは「健康食品」。  
最近ではナショナルの暖房機、パロマのガス湯沸かし器の事故などが問題となっている。

私たちを守る相談機関

岩手県立県民生活センター  
盛岡市中央通3-10-2  
019 624 2209

県南広域振興局花巻総合支局  
地域支援部(花巻市役所)  
22-4911  
内線216・217

東和総合支所生活環境課  
42-2112(直通)

消費生活関連のホームページ

消費生活で何か困った事があったら、左記の相談機関に連絡しましょう。また、下記の消費生活関連ホームページでは、消費者に様々な情報提供や支援を行っています。なにかのときは利用してください。

国民生活センター  
消費者教育支援センター  
盛岡市消費生活センター  
仙台市消費生活センター  
東京都消費生活センター  
内閣府「消費者の窓」  
金融広報中央委員会  
岩手県金融広報委員会



契約解除通知

左記の契約を解除します。

記

一、契約年月日

二、商品名

三、契約金額

四、締結場所

なお、支払金額の( )を

( )銀行( )支店

の普通口座番号( )宛に振り込んで

ください。商品はすぐ引き取ってください。

平成 年 月 日

住所

氏名

クーリング・オフの契約解除通知を書いてみましょう。商品や値段は自分で決めましょう。

学習課題 6

3 R の推進のために自分ができることは何ですか

学習のねらい

自分の生活を振り返り、環境に与える影響に配慮して行動を工夫できる。  
ごみの分別をすることができる。

1 見つめよう

あなたは昼食のない日は、昼食に何を持ってこることが多いですか。下から選んで をつけてください。

手作り派 [ お弁当 おにぎり サンドイッチ その他 ( ) ]

購入派 [ お弁当 おにぎり サンドイッチ 菓子パン その他 ( ) ]

“手作り”と“購入”のそれぞれの特徴を考えてみましょう。

手 作 り	購 入



2 追究しよう

(1)それぞれの商品を容器から出し、容器のかさや重さがどれくらいか調べてみましょう。

商品			
かさ			
重さ			
気づいたこと			

(2)花巻市のごみの現状を知りましょう。( P 29 )

(3)容器包装リサイクル法とは・・・( )に係る( )収集及び  
( P 29 ) ( )化の促進等に関する法律のこと

対象品目は、現在は次の10品目

ガラスびん無色、茶色のびん、その他のびん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙パック、その他紙製容器包装、その他プラスチック容器包装、段ボール

**使い捨て容器とリサイクル可能な容器 消費生活への環境への影響**

(4)花巻市のごみの分別方法を知りましょう。( P 31 )

**ごみの分別**

### 3 考えをまとめよう

3 Rの推進のために自分ができることを考えてみましょう。現在の自分の生活を振り返り、考えをまとめてみましょう。

現在の自分を  ということが  
振り返ってみると  がわかりました。



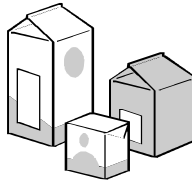
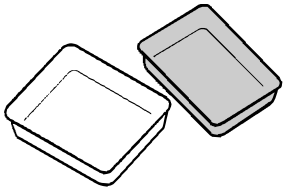
3 Rの推進のために今  
自分ができることは  です。

そのために  に注意したいです。

**環境に配慮した選択・購入**   **3 R**   **ごみを少なくする暮らし方**   **リサイクルや再利用**

### 4 実践しよう

ゴミの分別のシミュレーションをしてみましょう。

			
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

**ごみの分別**

### 5 生活に生かそう

さまざまな環境に配慮した行動があります。今日からあなたができることはなんですか。あとでやってみたいことはありますか。

できること

後でやってみたいこと

今日の自己評価（該当する項目の の中に、レをつけてください）

ごみの分別ができましたか。

A：とても                      B：まあまあ                      C：あまり                      D：全然

学んだことを生活に生かそうと思えますか。

A：とても                      B：まあまあ                      C：あまり                      D：全然



**その1 花巻市のごみの現状**

ごみの発生量の推移 (t/年)

		平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
家庭系 ごみ	燃やせるごみ	13,298	14,393	14,607	15,781	16,227
	燃やせないごみ	2,115	2,114	2,053	2,034	1,956
	粗大ごみ	20	81	93	5	3
	資源ごみ	582	795	821	988	967
	家庭系ごみ計	16,015	17,383	17,574	18,808	19,153
事業系 ごみ	燃やせるごみ	13,415	14,234	15,366	16,237	16,657
	燃やせないごみ	522	493	712	702	618
	粗大ごみ	229	261	321	254	237
	資源ごみ	20	20	18	19	15
	家庭系ごみ計	14,186	15,008	16,417	17,212	17,527
合 計	燃やせるごみ	26,713	28,627	29,973	32,018	32,884
	燃やせないごみ	2,637	2,607	2,765	2,736	2,574
	粗大ごみ	249	342	414	259	240
	資源ごみ	602	815	839	1,007	982
	ごみ収集量合計	30,201	32,391	33,991	36,020	36,680
	集金回収	4,472	4,449	4,591	5,096	4,723
	ごみ発生量合計	34,673	36,840	38,582	41,116	41,403

燃やせないごみにはびん類、有害ごみも含む  
資源ごみ：ペットボトル、その他プラスチック  
(花巻市ホームページより)

**その2 容器包装ごみと容器包装リサイクル法**

**容器包装リサイクル法**

ごみを削減し再資源化を進めるために、「容器包装リサイクル法」(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)が1997年に施行されました。分別収集対象品目は当初7品目(ガラスびん無色・茶色・その他、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、紙パック)、2000年から3品目(その他紙製容器包装、その他プラスチック製容器包装、段ボール)が加わり、10品目になっています。ガラスびん(90.3%)、スチール缶(87.5%)、アルミ缶(81.1%)は、比較的高いリサイクル率が実現されていますが、他の容器では十分進んでいないのが現状です。特にペットボトルは、生産量が年々ふえており、費用がかかることや、時間的に資源化が追いつかない状況にあり、毎年22万トンがリサイクルされずごみとなっています。

**容器の値段**

容器包装ごみは、容積で家庭ごみの60%、重量で30%を占めています。  
年々ふえるごみの背景には、私たちの食生活の変化や、過剰包装の商品の増加、容器や包装材が運びやすくじょうぶなプラスチック製品に変わったことなどがあげられます。  
容器や包装材は、昔は木や紙、竹の皮といった天然素材で作られていたので自然に戻るものでした。食品の容器にも値段があります(次のページ表参考)。つまり、私たちが支払う商品の代金の内訳には、原材料費・加工費・輸送費・人件費プラス容器包装の値段もはいつているのです。  
容器包装リサイクル法によって、自治体が回収を進めていますが、費用的にも、場所的にも、どこ自治体も頭をかかえる現状です。  
ごみ減量のための消費者の意識が今問われています。

容器の値段

容 器	1 個の価格
アルミ缶 350m	2 8 円
スチール缶 350m	2 8 円
1 ペットボトル	4 7 円
2 ペットボトル	6 2 円
カップラーメン	4 0 ~ 6 0 円
食品トレイ	4 ~ 1 5 円
牛乳パック 1	1 0 円
レジ袋	5 円

容器にかかる値段がこんなにするのです。  
商品の原価は一体いくらでしょうか・・・

『3 Rを確認しよう』

削減

リデュース (Reduce)  
= ごみを減らす・・・ごみになるもの必要のないものは買わない

再使用

リユース (Reuse)  
= 繰り返し使う・・・使えるものは捨てないで繰り返し使う

再生利用

リサイクル (Recycle)  
= 再資源化・・・資源に再生して利用。お金がかかる。ごみの全体量がふえると環境への影響は減らない。

その3 環境にやさしいエコクッキング (環境に優しい料理)

家庭ごみのうち台所からでるごみの内訳は、52.8%が調理くず、35.7%が食べ残しです。捨ててしまう食品や野菜の皮などを使って、調理することで、台所のごみも減量できます。

また熱効率のよい省エネ料理や、水の節約など、台所からできるエコが今話題になっています。具体的に台所でできるエコを紹介します。



- ・トレイにのっていない魚や野菜があれば選択
- ・ばら売り
- ・魚屋・肉屋・八百屋さんも利用してみる

- ・エコバッグをもっていく
- ・買い物が少ないときは袋を断る
- ・箸やおしぼり、スプーンなどは最小限に

- ・だいこんの皮のきんぴら
- ・キャベツまるごと料理
- ・いわしの骨せんべい
- ・残り野菜スープ
- ・残り野菜のお好み焼き
- ・残りご飯せんべい

- ・煮しめをカレーに
- ・煮しめを天ぷらに
- ・煮しめから酢豚に
- ・カレーをコロケに
- ・カレーをカレーうどんに

買い物	ごみの少ない商品の選択 環境に配慮した容器包装 エコバッグを持参
料理	省エネ料理 皮や葉を使った料理 残り物変身料理
片付け	水の節約 水の汚れを防ぐ 生ごみの上手な処理

- ・炊飯と一緒にゆで卵
- ・野菜のゆで汁からスープ
- ・複数食材を一緒にゆでる
- ・一つのフライパンで複数調理

- 電子レンジを上手に使う
- ・ポテトサラダ
  - ・かぼちゃサラダ
  - ・中華風冷やしなす
  - ・ホワイトソース
  - ・簡単ケーキ

- ・水はためて使う
- ・米のとぎ汁の利用を工夫
- ・洗剤は油汚れだけ
- ・三角コーナーはネット使用
- ・生ごみは家庭で処理できると生ごみは減る

その4 ごみの分別の方法

花巻市の分別収集と資源回収

分別収集するもの		資源回収するもの	
ごみ	燃やせるごみ 燃やせないごみ	紙類	新聞紙・チラシ 雑誌 段ボール 牛乳パック
リする イ資源 ク源 ル	プラスチック	鉄類	スチール缶 その他の鉄類
	ペットボトル その他のプラスチック		
アルミ	ガラス	アルミ	アルミ缶
	びん	びん類	一升びん・ビールびん
紙類	その他紙製容器包装		



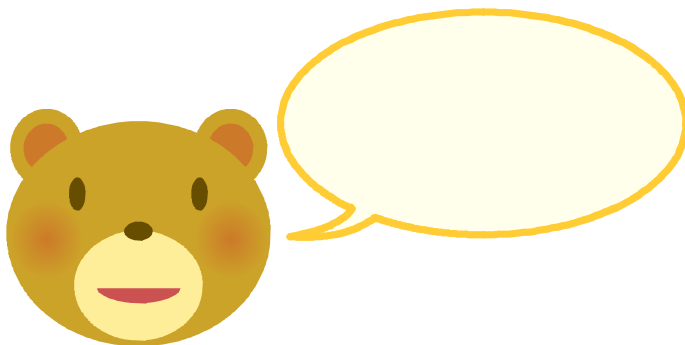
ごみを出す際の注意と資源回収品目を出す際のポイント

市が分別収集するもの		
<p><b>燃やせるごみ</b></p> <p>生ごみはよく水を切る たけぐし、かみそりは紙に包む 破碎処理（燃やせないごみ）できないものは燃やせるごみ 容器包装物でも、洗にくい、洗えないものは燃えるごみへ</p>	<p><b>燃やせないごみ</b></p> <p>リサイクルできない油のびんなど 汚れがとれにくい缶 危険なものは紙などに包んで表示して スプレー缶は中身を抜いて2～3箇所穴をあける 乾電池は透明な袋に入れて</p>	<p><b>ペットボトル</b></p> <p>このマークに注意 ふたとラベルをとって よくすすぎよく乾かす マークがあっても油のものは燃やせるものへ トレイはその他のプラスチックへ</p>
<p><b>その他のプラスチック</b></p> <p>箱 - 弁当、卵パック、 ボトル - 洗剤、シャンプー トレイ - 食品トレイ 袋 - 菓子・パン、レジ その他 - ペットボトルのふた、発泡スチロールネット</p>	<p><b>ガラスびん</b></p> <p>飲み物食べ物が入っていたもの ふたとよくすすぎよく乾かす 「無色透明」「茶色」「その他」に分ける</p>	<p><b>家電製品・粗大ごみ</b></p> <p>家電は「冷蔵庫・冷凍庫」「エアコン」「テレビ」「洗濯機」をさす。 消費者が料金を支払い小売店に引き取ってもらう 4品目以外の家電は小型（辺50cm以内）は燃やせないごみ、それ以外は粗大ごみとして清掃センターへ</p>
資源回収されるもの		
<p><b>紙</b></p> <p>「新聞紙・広告・チラシ」「段ボール」「雑誌・黄ボール（菓子箱・化粧箱）」の3つに分けること ごみの減量から紙ひもをつかう</p>	<p><b>金属</b></p> <p>アルミとスチールに分ける 水ですすいで乾かす つぶさないで出す（軽くはよい） タブはとらない</p>	<p><b>紙パック</b></p> <p>中身が白いものに限る それ以外は燃やせるごみへ 水ですすぎ、切り開いて乾燥させる。 十字にひもでしばる。 プラスチックのふた部分は切り取る</p>

（「保存版ごみ分別大辞典」花巻市作成より）

その5 マイバッグ持参キャンペーン

新聞記事掲載箇所



マイバッグ・エコバック

自分のバッグがマイバッグ。商品を入れる物はどんなバッグでもかまいません。最近、スーパーなどで低価格で販売しているのを見かけます。大きさや形もさまざま。かごの形・大きさのもの、冷凍食品専用のポケットのついてるもの、小さくたためて携帯に便利なものなど。買い物したあとに「袋はいりません」の一言は、少し勇気がいりますが、ときどきだったら言えるかもしれません。自分の使い勝手のよいバッグを探してみませんか。「作ってみる」のもおもしろいかもしれません。



## 学習課題 7

あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか。

### 学習のねらい

地球に優しい暮らしについて考え、課題解決のための意見を工夫できる。  
環境に配慮した行動をとろうとする。

## 1 見つめよう

P35の環境チェックをし、感想を書こう。

あなたは、「地球に優しい暮らし」はどうあるべきだと考えますか。



## 2 追究しよう

(1) 「地球に優しい暮らしのためにできること」をテーマに班の意見をまとめましょう。

### 【手順】

進行役：班長

自分の意見を、配付された用紙に書きます。〔3分間〕

班で班長から時計回りに、自分の意見を言いながら、大きな用紙に置いていきます。

置くときに意見が近いもの同士を寄せておくようにします。〔5分間〕

意見に対して批判してはいけません。途中で思いついたものもどんどん足していきます。

近い意見同士にタイトルをつけたり、意見同士を線で結んだりして考えを整理していきます。

〔3分間〕

(2) 学級で発表会を行います。発表時間は1分です。発表者は班長さんよろしくお願いします。

## 3 考えをまとめよう

あなたは「地球に優しい暮らし」はどうあるべきだと考えますか。自分の考えまとめましょう。

わたしは「地球に優しい暮らし」は

と考えます。

それは

だからです。

## 4 実践しよう

学級の意見をまとめ「2年2組環境宣言」を作ろう。（ P36 ）

### 【学級討議の手順】

開会のことば 議題確認「2年2組環境宣言」 趣旨説明（先生から） 進め方・作成手順の確認 班討議 班ごとの意見発表	まとめ 必要であれば再討議 「2年2組環境宣言」の決定 「2年2組環境宣言」の活用法 評価（先生から） 閉会のことば
--	---

MEMO

## 5 生活に生かそう

みなさんのおかげで立派な「2年2組環境宣言」ができました。この「2年2組環境宣言」が意味をもってくるように、これからの生活において、環境に配慮した消費生活を行ってほしいと思います。

次の場面で、自分がどのように行動するか近いものを選びましょう。

(1)通学路に空き缶が落ちていた。 ア 自転車なので拾わない イ 徒歩だけど拾わない ウ 徒歩だったら拾う エ どちらでも拾う	(2)トイレの電気がつけっぱなしだった。 ア ほかに使う人がいると思うから自分は消さない イ 自分が使用したら消す ウ 消してねといっている人に声をかける エ 学級や全校に呼びかける方法を考える。	(3)トイレトペーパーのお使いを頼まれたとき。 ア 価格を確かめて安い方を買う。 イ パッケージを見て肌触りや香りに注意して買う ウ 表示と価格を総合的に比較する。 エ 再生紙のものを買う。
---	--	---



今日の自己評価（該当する項目の の中に、レをつけてください）

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても                      B : まあまあ                      C : あまり                      D : 全然

## その1 環境チェックをしよう

「あなたの行動は環境にやさしいか」チェックリスト		チェックらん ( x )
チェック項目		
1	歯磨きをするときは、水を出しっぱなしにしない。	
2	使っていない部屋や廊下の電気はすぐ消す。	
3	シャンプーは入浴のときにする。	
4	夏は涼しい服装、冬は暖かい服装をしている。(学校・家庭で)	
5	学校には徒歩や自転車で来るようにしている。	
6	長電話はしない。	
7	冷蔵庫は、開けたらすぐ閉める。	
8	何かこぼしたとき、ティッシュペーパーではなくふきんを使う。	
9	道路にごみは捨てない。	
10	ごみをいつも分別している。	
11	好き嫌いは少なく、食べ残しはしない。	
12	廊下や教室にごみが落ちていたら拾う。	
13	必要以上の服はもたない主義である。	
14	容器の詰め替え用があるシャンプーを買うようにしている。	
15	ノートや消しゴムは使い切るようにしてから、新しいものを買う。	
16	フリーマーケットや古着を利用している。	
17	買い物袋をもらわないようにしている。	
18	ノートを買うときは再生紙のものを買う。	
19	ものを捨てる前にリサイクルできるかどうか考える。	
20	環境についてのニュースや情報に関心をもっている。	

## コラム 使える水は地球全体の何%か？

知っていますか？地球上にの水は97.5%が海水で、淡水は2.5%しかありません。しかもその淡水の70%は南極や北極の氷として存在しています。ですから、川や湖、沼、地下水など私たちが使える水資源は、地球全体のわずか0.8%と少ないのです。日本人1人が1日暮らすのに使う家庭生活用水は、244リットル。使用目的はトイレ28%、風呂24%、炊事23%、洗濯17%と主に洗浄を目的に使用されています。ですから、水資源を大切にするには、生活のしかたが大きくかわります。自分の生活を見直してみませんか。

## どれぐらいの水を使っているのだろう？

項目	状態	水量
洗顔	1分間の流水	12
歯磨き	コップ使用	0.2
シャワー	10分間の流水	120
風呂	1杯	200
トイレ	小	6
洗濯	小型全自動4.2kg	115

## その2 環境宣言

## 岩手県立総合教育センター及び岩手県立生涯学習推進センター環境宣言

## 基本理念

岩手県立総合教育センター及び岩手県立生涯学習推進センター（以下「総合教育センター及び生涯学習推進センター」という。）は、地域環境保全が今日の最重要課題の一つであることを認識し、環境保全に配慮した事業運営に努めます。

## 方針

総合教育センター及び生涯学習推進センター全ての所員が環境保全に向けた意識醸成を行い、環境保全の継続的な改善に取り組みます。

## (1) 環境保全の法遵守

環境に関する法律その他の要求事項を遵守し、環境保全の向上を約束します。

## (2) 環境活動の啓発

一人一人の所員が環境改善活動を積極的に実践できるように、この環境宣言を全所員に周知するとともに所外へも公表します。

## (3) 地域環境活動への参加

総合教育センター及び生涯学習推進センター前市道の環境美化活動等地域の環境づくりを積極的に進めます。

上記の方針達成のために、目標を設定し、定期的に見直し、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組み、汚染の予防を約束します。

制定日 平成18年9月7日

最高責任者 岩手県立総合教育センター

所長 吉川健次

副責任者 岩手県立生涯学習推進センター

所長 百済和夫

(岩手県立総合教育センターWebページより)

## その3 環境へのいろいろな取り組み

国民や県民の環境への取り組みを二つ紹介します。

“みんなでとめよう温暖化  
チーム・マイナス6%”

深刻な問題となっている地球温暖化。この解決のために世界が協力して作った京都議定書（平成17年2月16日）によって、日本は温室効果ガス排出量6%削減が求められています。それを実現させるためのプロジェクトが「チーム・マイナス6%」です。「めざせ！1人、1日、1kg CO<sub>2</sub>削減」を合言葉に、一人ひとりができることを行います。具体的なアクションとして「温度調節」「水道の使い方」「自動車の使い方」「商品の選び方」「買い物とごみのし方」「電気の使い方」が提案されています。なおチームナンバー506はピーターラビット、555はゴリエさんです。

“CO<sub>2</sub>ダイエット・マイナス8%いわて”


「CO<sub>2</sub>ダイエット・マイナス8%いわて」とは、岩手県民一人ひとりに「身近にできる8つのCO<sub>2</sub>ダイエット」の実践などを推進する地球温暖化防止「県民運動」です。岩手県では地球温暖化の主要原因であるCO<sub>2</sub>を2010年までに「8%削減（1990年比）」することを目標としています。「身近にできる8つのCO<sub>2</sub>ダイエット」は「冷房は28度暖房は20度」「蛇口をこまめに閉めて」「自動車のアイドリングをなくして」「自転車の活用で」「エコ製品を選んで買って」「過剰包装を断って」「コンセントをこまめに抜いて」「木を育てて県産材を使って」と具体的にCO<sub>2</sub>ダイエットをしようと呼びかけています。



シナリオその1 ワークシートP2 ~ 契約の場面 ~

『ファーストフード店でハンバーガーを買う場面』( 売買契約 )


店員：「いらっしゃいませ。こちらでお召し上がりですか。」  
客：「  
店員：「何になさいますか。」  
客：「  
店員：「飲み物のサイズは、L、M、Sがございますが。」  
客：「  
店員：「お会計 円になります。  
円お預かりします。 円のお返しです。  
少々お待ち下さい。  
( 番でお呼びしますので、しばらくお待ち下さい。 )  
ありがとうございました。」



アレンジは自由。  
なりきって演じて  
みましょう。  
契約はどこで成立  
してるかな？

『レンタルショップでDVDを借りる』( 賃貸借契約 )

店員：「いらっしゃいませ」  
客：借りたいDVDと会員証を出す。  
( 会員証を出さない場合は店員に催促される )  
店員：PC入力(バーコード操作)をする。  
店員：「1週間レンタルでよろしいですか」  
客：「  
店員：「 円になります。  
円お預かりします。 円のお返しです。」  
店員：( 商品を渡しながら ) 月 日までにご返却お願いします。ありがとうございました。」




会員になるときは、身分を証明  
するもの(生徒手帳など)が必  
要です。契約のしおり(約款)  
を渡されます。小さい字ですが  
大切な約束です。

自分で設定を考えてみよう

『 』で『 』を買うとしたら・・・  
『 』で『 』を借りるとしたら・・・

いろいろな場面が考えられます。  
「高額なものを買う」「ペットを飼う」「使い方がよくわからないものを買う」  
など、購入時に特別な配慮が必要なものもあります。「返品したいとき」  
「交換したいとき」「育て方」「使用の方法」など、購入時に説明を受ける  
ことが大切です。納得するまでよく聞きましょう。それが、お店で買う  
ときのメリットにもなります。



## シナリオその2 ワークシートP22 ~消費トラブルの場面~

『街で、「アンケートをお願いします」と声をかけられたら』(キャッチセールス)

販売員：「アンケートをお願いします」

学生：「急いでますので」

販売員：「3分だけでいいんですが」

学生：「3分なら・・・」(アンケートに答える。  
余暇の使い方など普通のアンケートである)

販売員：「映画とか興味ある？」

学生：「あまり・・・」

販売員：「おしゃれとかは？」

学生：「少しなら」

販売員：「そこで、エステの無料体験やってるんだけど。30分くらいで  
とても肌がきれいになるのよ。いってみたい？」

学生：「ただですか？30分くらいなら行ってみようかな。」

「きれいになりたい」  
「かっこよくなってモテたい」  
という誰でももってる心のす  
きに巧みに入り込んできます。  
タレントやモデルにならない  
かと声をかけてくる場合もあ  
ります。



この後この学生は、高額な化粧品などを売りつけられることとなります。このような商法を「キャッチセ  
ールス」といいます。販売員はこちらが気がよくなるようなことをいいます。「かわいいのに、おしゃれに  
興味ないの?」「絶対もるわよ」「ちょっと手入れすればもっときれいになるわ」など。素敵だと思う人  
に声をかられて、誉められたりすると誰でもがよくなるものです。契約させるためには、複数の販売員が  
説得したり、長時間しつこく勧誘して消費者にあきらめさせたりします。あとは分割の後払いを勧めて、「月  
々 円だったら払えるでしょう?」と説得するのも手です。「ただより高いものはない」いい話はそうそう  
転がってはいないのです。

『今のままでは志望校に合格できないと言われ学習教材をしつこく勧められたら』

販売員：「こんにちわ。 教材の高橋と申しますが」

悪質な訪問販売

中学生：「両親はでかけておりますが」

販売員：「あら さんでいいのよ(名前は調べてきている)」

中学生：「忙しいので結構です」

販売員：「少しだけ聞いてくれる?高校受験不安じゃない?」

中学生：「えっ?」

販売員：「友達もいろいろ始めてると思うんだけど」

中学生：「まあ塾とか・・・」

販売員：「家で簡単に勉強できる教材があるんだけど。それは買わなくていいんだけど、無  
料のお試しテストがあるのよ。自分の苦手な部分があってこれからの勉強に役立  
つと思うわ」

中学生：(応対が面倒になってきて・・・)「無料ならやってみます」

販売員：「とってもお得なのよ。よかったわね。自分で解いてみてね、1週間後に又来ます」

中学生：「・・・」

中学生のところの会話を、自分  
のことばで言ってみましょう。  
電話の勧誘や訪問販売、ダイレ  
クトメールなど、こちらが買い  
に出向かなくても、勧誘の手は  
あちらこちらからきています。

## シナリオその3 ワークシートP22 ~消費トラブルの場面~

『海外旅行があたりました』という電話がかかってきてあるところに呼び出されたら』

アポイントメントセールス

学生 : 「はい です」

販売員 : 「おめでとうございます。 さんに海外旅行があたりました」

学生 : 「はあ？」

販売員 : 「この時間に自宅にいらっしゃってラッキーでしたね。つきましては旅行券をお渡します。 までとりにきてください。」

(数日後、指定された喫茶店や、事務所みたいなところに出向く)

販売員 : 「今回はおめでとうございます。ところで英会話は得意ですか」

学生 : 「あまり・・・」

販売員 : 「あらそうですか。得意そうに見えたのに。実はいいお話があって。今ならキャンペーン中でお安くなっている英会話教材があるんですよ。せっかくの海外ですから、あちらで日常会話ができると、お友達や恋人もすぐにできて旅も100倍楽しくなりますよ。」

学生 : 「お金がありませんから」

販売員 : 「バイトとかしてないの」

学生 : 「始めようと思ってはいます」

販売員 : 「あらちょうどよかった。月々1万円のローンから支払いはOKよ。バイトの励みにはなるし、海外へは行けるし、いいことづくめだわ」

学生 : 「はあ」

販売員 : 「この紙に名前を書いてちょうだいね。支払いは後払いでかまわないのよ」

~~~~~

アポイントセールスは、アポイント=約束をとりつけて、つまり電話や葉書で呼び出して、商品売りつける商法。商品は多様で、絵画やリゾート会員権、宝石、パソコン、和服などを売りつけます。契約するまで、帰れないような雰囲気を作り、複数の販売員や、強面の男性などが威圧する場合があります。ただでもらえるのは、必ず何か裏があるのです。自分から出向いてはいけません。

『お友達を紹介するだけで、お金が稼げるのよ』といわれたら』

マルチ商法・マルチまがい商法

先輩 : 「いいお話があるんだけど」

A子 : 「なんですか」

先輩 : 「すごくいい健康食品があって、私もそれで健康になって、きれいになったんだけど。それをお友達に紹介するのね。もしその人が買ってくれたらA子ちゃんにはお金が 円はいつてくるというわけ。」

自分 : 「健康食品を紹介するだけで？」

先輩 : 「そうなのよ。いい話でしょ」

自分 : 「でもその健康食品はどうするんですか」

先輩 : 「はじめだけ買ってくれない？でも、払ったお金 すぐ元をとれるから大丈夫だよ。」

友達がたくさんいるでしょ。A子ちゃん優しいから。」

自分 : 「まあ」

先輩 : 「んじゃこれに名前を書いてちょうだいね」

その後A子は必死で健康食品を売ろうとしますが、なかなか買ってもらえず、友達をなくしてしまいます。残ったのは、健康食品の借金と売れない健康食品ばかりでした。

マルチ商法とマルチまがい商法  
 ・ ・ ・ 現行の特定商取引法以前では、  
 特定負担が2万円未満のものをマルチ  
 まがい商法としていたが、現在はすべ  
 てマルチ商法にあたるのである。

## 学習チェック

今までの学習の内容を振り返り、下の問題に答えてみましょう。

(解答は次のページに示してあります。)

1. 契約とは何ですか。

契約

|  |
|--|
|  |
|--|

2. 物資の例を5つあげなさい。

物資

|  |
|--|
|  |
|--|

3. サービスの例を5つあげなさい。

サービス

|  |
|--|
|  |
|--|

4. 加工食品に表示しなければならない項目は何ですか。

表示

|  |
|--|
|  |
|--|

5. 洗剤などに表示しなければならない項目は何ですか。

|  |
|--|
|  |
|--|

6. 次のマークの名称と、どんな商品につけられるのかを答えなさい。

マーク

|                                                                                         |                                                                                         |                                                                                          |                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1)  | (2)  | (3)  | (4)  |
| 名称                                                                                      |                                                                                         |                                                                                          |                                                                                           |
| 商品                                                                                      |                                                                                         |                                                                                          |                                                                                           |

7. わたしたちは何から情報を得ることができますか。またその必要性は何ですか 情報の必要性

|  |
|--|
|  |
|--|

8. 次の商品を選ぶ条件を3つずつ答えなさい。

物資・サービスの選択

|         |       |         |
|---------|-------|---------|
| (1)加工食品 | (2)衣類 | (3)電化製品 |
|         |       |         |

9. 3Rとは何を示していますか。3Rの意味と内容を答えなさい。

3R

|  |
|--|
|  |
|--|

10. 店舗販売と無店舗販売の例をあげなさい。

販売方法

|      |       |
|------|-------|
| 店舗販売 | 無店舗販売 |
|      |       |

11. 前払い、即時払い、後払いの具体例をあげなさい。

支払い方法

|     |      |     |
|-----|------|-----|
| 前払い | 即時払い | 後払い |
|     |      |     |

12. 通信販売をする前に確かめることは何ですか。3つ答えなさい。 通信販売の利用

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

13. 悪質商法の名前を3つあげ、どのような商法か答えなさい。 悪質商法

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|  |  |  |

14. 消費者を守るしくみについて答えなさい。 消費者保護

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

15. 消費者の5つの権利と5つの責任を答えなさい。 消費者の権利と責任

|  |  |
|--|--|
|  |  |
|--|--|

16. 消費者を保護する法律を3つ答えなさい。 消費者保護の法律

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

17. クーリング・オフができる条件を答えなさい。 クーリング・オフ制度

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

18. 消費トラブルにあったときの身近な相談機関を一つ答えなさい。 相談機関

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

19. 被害にあわないようにするためにはどのように行動するといいですか。 消費トラブルの対処

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

20. ペットボトル、スチール缶、アルミ缶、ガラスびんをリサイクル率の高いものから並べなさい。  
使い捨て容器とリサイクル可能な容器

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

21. ごみを減らすための具体的な行動をあげなさい。 ごみを少なくする暮らし

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

22. 身近なもので再利用できるものをあげ、どのように再利用するか答えなさい。  
リサイクルや再利用

|  |  |  |
|--|--|--|
|  |  |  |
|--|--|--|

23. 次のごみの分別の方法を答えなさい。 ごみの分別

| 牛乳パック | 空き缶 | ペットボトル |
|-------|-----|--------|
|       |     |        |

## 学習チェックの解答

1. 売り手と買い手が対等な立場で合意したときに成立するもの。法律上の責任が生じる約束のこと。
2. 文房具、衣類、食品、電化製品、車ほか
3. 電気、電話、水道ガス、映画、学習塾、理・美容院、郵便、宅配、病院、クリーニング
4. 品目、原材料名、内容量、賞味期限、保存方法、製造業者名
5. 成分・性能・用途・取り扱い上の注意
6. (1)グッドマーク(よりよいデザインのもの)  
(2)J A F Aマーク(健康補助食品)  
(3)エコマーク(生産から廃棄まで環境に配慮された製品)  
(4)S Fマーク(安全な花火)
7. 情報源 広告、CM、インターネット、新聞、雑誌、店、ラジオ、パンフレット  
必要性 消費者に有利な点ばかり強調してる場合もあるから、多くの情報を比較検討した方がよい。
8. (1)「値段は適正か予算内か」「味はよいか」「好みに合うか」「品質はよいか(賞味期限・原材料・原産国・マーク・保存方法)」「ごみはどれくらいでるか」から3つ  
(2)「着用の目的に合っているか」「値段は適正か予算内か」「サイズは合っているか」「デザイン・色は気に入ったか」「他の服との組み合わせはよいか」「品質はよいか(組成表示・マーク・ボタン付け・ほつれ)」「手入れの方法はよいか(洗濯・アイロンの方法)」から3つ  
(3)「使用の目的にあっているか」「値段は適正か予算内か」「機能は納得のいくものか」「品質はよいか(表示・マーク)」「補修やアフターサービスは保証されているか」から3つ
9. ・リデュース「ごみを減らす・ unnecessaryな物は買わない」  
・リユース「繰り返し使う・再利用」  
・リサイクル「資源に再生して利用する」
10. 店舗 スーパー、コンビニ、デパート  
無店舗 自動販売機、通信販売、訪問販売
11. 前払い 図書カード、テレホンカード  
即時払い 現金で買い物する  
後払い 電気料、電話代、分割して後で払う、
12. 「返品できるか」「支払い方法」「送料の負担」「商品の引き渡し方法」「解約手数料」「ジヤドママークがあるか」から3つ
13. 商法の例「キャッチセールス」「アポイントメントセールス」「マルチ商法」など、内容は略
14. 消費者は、資金力や情報量において弱い立場なので、消費者を守る制度や法律、相談機関がおかれている。また、事業者と対等に売買契約を結ぶために、権利が保障されており、権利を守るためには消費者としての責任を果たすことが求められている。
15. 権利「選ぶ・知らされる・安全を求める・意見が反映される・消費者教育を受ける」  
責任「批判的意識・自己主張と行動・社会的関心・環境への自覚・連帯」
16. 「消費者基本法」「消費者契約法」「製造物責任法(PL法)」
17. 「営業所以外の場所」「指定されたものやサービスのみ」「8日間(マルチ商法は20日間)」「配達記録郵便を利用」
18. 「岩手県立県民生活センター」「花巻市役所」「東和総合支所生活環境課」
19. 「いらぬものははっきり断る」「家族や知人に相談する」「うまい話は信用しない」「その場で契約しない」「商品やサービスの内容や金額を十分に検討する」
20. ガラスびん スチール缶 アルミ缶 ペットボトル
21. unnecessaryな物は買わない。レジ袋はもらわない。再利用できる商品になるべく買う。など
22. 各自の考えを書く。
23. 牛乳パック 洗って、干して、切り開く。資源回収に出す。  
空き缶 アルミ缶とスチール缶に分ける。水ですすいで乾かす。資源回収に出す。  
ペットボトル ふたとラベルをとって、よくすすぎ、よく乾かす(ふたとラベルはその他のプラスチックへ)。市の分別収集に出す。

### 【参考文献】

- 大竹美登利（2006），『技術・家庭学習指導書 [ 家庭分野 ] 家族と家庭生活編 わたしたちの消費生活と環境・環境や資源を考えた生活』，開隆堂
- 東京都消費生活総合センター活動推進課（2005），『自立した消費者をめざして～契約について～考えよう』，東京都生活文化局広報広聴部広聴管理課
- 花巻市環境保全課（2005），『保存版ごみ分別大辞典』，花巻市

### 【引用Webページ】

- 岩手県立総合教育センターWebページ「環境宣言」  
<http://www1.iwate-ed.jp/>
- 株式会社ファーストリテイリング「全商品リサイクル活動」  
<http://www.tastretailing.com/jp/csr/environment/recycle.html>
- 花巻市役所ホームページ「花巻市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）」  
<http://www.city.hanamaki.iwate.jp/>
- 文部科学省ホームページ「文部科学統計要覧平成16年度版 保護者支出教育費」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/002/002b/mokuji16.html](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/mokuji16.html)

### 【参考Webページ】

- ウィキペディアフリー百科事典「ジーンズ」  
<http://ja.wikipedia.org/wiki>
- 環境goo「エコクッキング」  
<http://eco.goo.ne.jp/food/recipe/cooking>
- 環境省ホームページ  
<http://www.env.go.jp/>
- KKJ環境共生住宅推進協議会「水の惑星 地球の水資源」  
[http://www.kkj.or.jp/event/winter07/07\\_winter01.html](http://www.kkj.or.jp/event/winter07/07_winter01.html)
- 国民生活センターホームページ  
<http://www.kokusen.go.jp/>
- CO<sub>2</sub> ダイエット・マイナス8%いわてホームページ  
<http://www.pref.iwate.jp/hp0208/co2diet/index.htm>
- チーム・マイナス6%ホームページ  
<http://www.team-6.jp/index.html>
- ファッションの歴史  
<http://www.fashion-rekishu.com/>
- 盛岡市消費生活センターWebページ  
<http://www.city.morioka.jp/04simin/syohi/epron>

# 消費生活学習の手引

## 教師のための — 解説編 —



### 解説編目次

|   |                                            |         |
|---|--------------------------------------------|---------|
| 1 | ワークシートの解説編の見方                              | 1 ~ 2   |
| 2 | ワークシート解説編                                  | 3 ~ 16  |
| 3 | 意思決定を取り入れた学習過程と指導計画                        | 17      |
| 4 | 評価計画                                       | 18      |
| 5 | 学習指導案(8時間)                                 | 19 ~ 25 |
| 6 | 第5時,「消費トラブルの対処方法を考えよう」<br>導入時に行った寸劇のシナリオ   | 26      |
| 7 | 第7・8時,環境宣言の作成のためのシート<br>班討議用紙,環境宣言用紙,議長用原稿 | 27 ~ 29 |

### 解説編の活用にあたっての留意点

この「解説編」は、意思決定を取り入れた学習過程と指導計画(「わたしたちの消費生活と環境」8時間扱い)に基づき作成された消費生活学習の手引(生徒用,全P42)を、授業で活用していただくための解説編です。

内容は、「ワークシートの解説編の見方」、「ワークシート解説編」、「意思決定を取り入れた学習過程と指導計画」、「評価計画」、「学習指導案」、「実践的・体験的な学習活動の紹介」、「寸劇のシナリオ」、「環境宣言作成のためにシート」から成っています。

ワークシート解説編には、解答のほか、指導の留意事項や予想される回答、実践的・体験的な学習活動の指導のポイント、評価場面を赤字で記しています。

生徒用消費生活学習の手引及び解説編は、研究協力校である花巻市立東和中学校の実態に沿った内容になっている箇所がありますので、活用及び評価については、活用される学校の地域の実態や授業のねらいにそって、修正してお使いいただきたいと思ひます。(例:制服などの価格、ごみの分別方法など)



1 ワークシートの解説編の見方

消費生活学習の手引（生徒用）と同様，見開き2ページが原則で，下のようなパターンで表記しています。

授業の進め方

- ・意思決定を取り入れた学習過程の進め方は番号のとおりです。
- ・学習課題の設定は「1見つめよう」のあとに行ってください。「1見つめよう」で，出てきた課題を，3，5の場面で深めていく組み立てになっています。

表記の約束

- ・ワークシートの解説は基本的に，赤字で説明を加えています。
- 指導の留意事項
- ・予想される回答
- そのほかは解答を記載しています

ワークシート中の

について（太枠）

- ・3ヶ所にこのような枠があります。
- 授業内の生徒の考えの変化を見取るため設置しています。

生徒用手引のページを記載

説明枠は3種類

- ・実践的・体験的な学習活動
- ・指導のポイント
- ・本時の教材

実践的・体験的な学習活動の指導

実践的・体験的な学習活動の手順やポイントについての説明

<準備するもの> 準備するものを表記

1 「おかねについて考えてみよう」ワークシート解説編  
「1見つめよう」→学習課題→2，3，4，5の順番に進むこと

学習課題 1   
あなたはほしいものがあったらどうしますか。

学習のねらい  
評価の観点と場面を記載

■ 学習のねらい ■ <観点と評価場面>  
 自分の消費生活に関心を持ち，お金の大切さを理解することができる。 <関心→3の記述>  
 契約と約束の違いを理解することができる。 <知識→5の記述>  
※は指導の留意事項，・は予想される回答，そのほかは解答，評価場面などを表記

1 見つめよう

◇お金を出して購入するもので一番ほしいものは何ですか。  
 ・部活動の用具 ・衣類 ・携帯電話 ・ゲーム機 ・CD  
 ・マンガ ・文房具 ・コンボ ・小説・本 など  
※金額の幅がある。高価なものをイメージさせると次の質問が生かされやすい

◇それは，自分の小遣いの範囲で買えるものですか。  
 ・買える ・買えない ・今度のお年玉で買いたい  
※事前に生徒の小遣い金額をおおまかに把握しておくとうい  
 (1000円～3000円くらいか，決まっておらず必要に応じてもらうなど)

◇小遣いの範囲で買えないときは，あなたはどうしますか。  
 ・親に買ってもらう ・我慢する ・小遣いをためる ・貯金で買う  
※生徒の金銭に対する感覚にはばらつきがあることが予想されるので，回答もまちまちである。  
 ※ここで考えたことがP2の「3考えをまとめよう」でさらに深まるようことばかけをする

2 追究しよう

(1)中学校入学にかかったお金はどれくらいだろうか。(→P3) ※花巻市立東和中学校の例である。

| 項目         | 金額       |
|------------|----------|
| 1 制服       | 32,235   |
| 2 運動着      | 11,917   |
| 3 ウォーカー    | 9,300    |
| 4 自転車      | 10,000   |
| 5 外ズック     | 3,000    |
| 6 中ズック     | 3,360    |
| 7 ラケット     | 15,000   |
| 8 テニス用シューズ | 6,000    |
| 9          |          |
| 10         |          |
| 合計金額       | 90,812 円 |

(3)契約クイズに挑戦しよう。 契約  
 契約だと思うものに○をつけましょう。

| 【契約クイズ】                            | 答 |
|------------------------------------|---|
| ①コンビニでノートを買った。                     | ○ |
| ②先生が宿題を出した。                        | × |
| ③自動販売機で飲み物を買った。                    | ○ |
| ④気に入った本を見つけた。                      | × |
| ⑤電車に乗って出かけた。                       | ○ |
| ⑥電話で宅配ピザを頼んだ。                      | ○ |
| ⑦欲しいTシャツがあったので，今度買う約束を店員さんと口約束をした。 | ○ |
| ⑧CDをレンタルショップで借りた。                  | ○ |

※生徒用手引のP4に解説あり  
**ポイント** 契約は，売り手（事業者）と買い手（消費者）がお互い対等な立場で合意したときに成立します。契約が成立すると，それぞれに，権利と責任が生じます。契約の範囲は思っているより，広いものです。

(2)家庭の収支の仕組み  
 収入(勤労・不動産) 支出(生活費・教育費・貯蓄・住宅費ほか)

生徒用 P 1

<指導のポイント>  
 教師の指導のポイントを示した。活動時間を省略する例や教材にもふれている。

<本時の教材>  
 用いた教材で，特に説明を補足したいものについて，表記した。

授業の評価について

- ・ワークシート中に評価の観点と場面を記載しています。
- ・詳しい評価計画は、解説編 P18の「4 評価計画」に、具体的評価規準・方法については、解説編 P19～25の「5 学習指導案」に記載しておりますので、参考にしてください。
- ・評価は、授業のねらいに沿ったものです。実際に授業をなさるそれぞれの先生方のお考えに合わせて、ご活用ください。

学習過程にも  
評価の場面を記載

1 「お金について考えてみよう」ワークシート解説編

3 考えをまとめよう

<関心・意欲・態度>

◇意思決定とは・・・自分の価値判断をもとにものごとを決めることといいます。今日の学習をもとに下の質問に答えて意思決定を行ってください。理由もしっかり書きましょう。

◇あなたはほしいものがあつたらどうしますか。下の□に自分の考えをまとめて書きましょう。

わたしはほしいものがあつたら

|          |           |
|----------|-----------|
| ・すぐ購入します | ・小遣いをためます |
| ・我慢します   | ・両親に頼みます  |

(します。)

それは

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| ・必要なものだからです | ・購入を楽しみにしているから    |
| です          | ・ずっとほしいと思っているからです |

(だからです。)

※文末のことは直してよい。「買いたいから」、「ほしいから」といった理由は再考させる。

4 実践しよう

◇役割を決めて演技することをロールプレイングといいます。上手に演じることよりも、その人の気持ちをよく考えることが大切です。

◇ロールプレイング1「2人組で契約の疑似体験をしよう」

(→P37)

ファーストフード店でハンバーガーを買う→(売買) 契約  
レンタルショップでDVDを借りる →(賃貸借) 契約  
「 」で「 」を買う ※生徒に記入させる  
※手引P37を参考に場面を設定させてください。

◇ロールプレイング2「役割を決めて会話をしてみよう」

①母親：「○○、最近、無駄遣いが多いんじゃないかな？」

中学生：「例」そう？意識してなかったけど。」

母親：「例」お小遣いの範囲で買い物してね。」

②中学生：「おとうさん、お小遣いをふやしてほしいんだけど」

父親：「例」何かほしいものでもあるのか。」

中学生：「例」今度のテストで頑張るからさ。」

実践的・体験的な学習活動  
ロールプレイングの指導  
①2人組を指定する。  
②手引のP37を開かせ、分担させる。  
③役割は交替して演じさせる。  
④自分の心の動きに着目することを指導する。

ここも記入させる  
時間のないときは  
①②どちらかを行う

5 生活に生かそう

<知識・理解>

◇契約と約束の違いは何ですか。契約をするときにどんなことを気をつけようと思いますか。

契約は売り手と買い手の合意によって成立するもので、法律上の責任が生じる。

約束は人間として大切なことであるが、法律上の責任は問われない。

評価は、契約と約束の違いの記述についてである。

◇今日の自己評価(該当する項目の□の中に、レをつけてください)

★契約の意味がわかりましたか。

□A：とても □B：まあまあ □C：あまり □D：全然

★学んだことを生活に生かそうと思いますか。

□A：とても □B：まあまあ □C：あまり □D：全然

生徒用 P 2

実践的・体験的な  
学習活動について

- ・生徒に基礎的な知識と技術を習得させる指導の手だてとして、実践的・体験的な学習活動を取り入れています。
- ・この指導計画において取り入れた実践的・体験的な学習活動を紹介します。(解説編のPを示す)

疑似体験

ロールプレイング

- 役割演技のこと
- 契約の例(P4)
- 親子の会話(P4)
- 消費トラブルの例(P12)
- シミュレーション
- 現実の状況の再現
- ごみの分別(P14)

討議

- KJ法
- 意見をまとめる方法の一つ
- 商品の選択の条件(P6)
- ブレンストーミング
- 問題解決の方法を出し合う
- 地球に優しい暮らし(P15)
- ディスカッション
- 討議し課題を解決する
- 環境宣言の作成(P16)

観察

- 商品観察
- 実物から直接学ば
- 表示調べ(P5)
- 調査
- 情報収集の手段
- 容器の重さ調べ(P13)

ご活用の留意点

- ・研究協力校の実態に合った表記になっている箇所があります。加筆・修正をしてご活用ください。
- ・解説編と生徒用手引のワークシートでは、文字の位置が少し異なる場合があります。(説明を加えたことによって、字が消えないように少しレイアウトを変更しているため)
- ・先生方にとって、使いやすいシートを、使いやすい形に修正してご活用ください。

「1 見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5 の順番に進むこと

学習課題 1

あなたはほしいものがあったらどうしますか

学習のねらい

自分の消費生活に関心を持ち、お金の大切さを理解することができる。 < 関心 3 の記述 >  
 契約と約束の違いを理解することができる。 < 知識 5 の記述 >

は指導の留意事項、・は予想される回答、そのほかは解答、評価場面などを表記

1 見つめよう

お金を出して購入するもので一番ほしいものは何ですか。

- ・部活動の用具      ・衣類      ・携帯電話      ・ゲーム機      ・CD
  - ・マンガ      ・文房具      ・コンポ      ・小説・本      など
- 金額の幅がある。高価なものをイメージさせると次の質問が生かされやすい

それは、自分の小遣いの範囲で買えるものですか。

- ・買える      ・買えない      ・今度のお年玉で買いたい
- 事前に生徒の小遣い金額をおおまかに把握しておくとうい  
 ( 1000円 ~ 3000円くらいか、決まっておらず必要に応じてもらうなど)

小遣いの範囲で買えないときは、あなたはどうしますか。

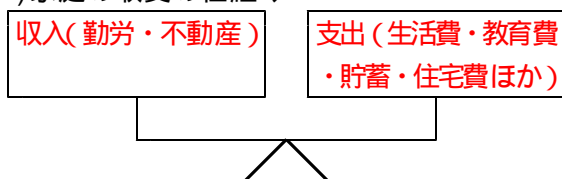
- ・親に買ってもらう      ・我慢する      ・小遣いをためる      ・貯金で買う
- 生徒の金銭に対する感覚にはばらつきがあることが予想されるので、回答もまちまちである。  
 ここで考えたことがP2の「3 考えをまとめよう」でさらに深まるようことばかけをする。

2 追究しよう

(1) 中学校入学にかかったお金はどれくらいだろうか。( P 3 ) 花巻市立東和中学校の例である。

|    | 項 目      | 金 額      |
|----|----------|----------|
| 1  | 制服       | 32,235   |
| 2  | 運動着      | 11,917   |
| 3  | ウォーキー    | 9,300    |
| 4  | 自転車      | 10,000   |
| 5  | 外ズック     | 3,000    |
| 6  | 中ズック     | 3,360    |
| 7  | ラケット     | 15,000   |
| 8  | テニス用シューズ | 6,000    |
| 9  |          |          |
| 10 |          |          |
|    | 合 計 金 額  | 90,812 円 |

(2) 家庭の収支の仕組み



(3) 契約クイズに挑戦しよう。 契約 契約だと思ふものに をつけましょう。

| 【契約クイズ】                           | 答 |
|-----------------------------------|---|
| コンビニでノートを買った。                     |   |
| 先生が宿題を出した。                        | × |
| 自動販売機で飲み物を買った。                    |   |
| 気に入った本を見つけた。                      | × |
| 電車に乗って出かけた。                       |   |
| 電話で宅配ピザを頼んだ。                      |   |
| 欲しいTシャツがあったので、今度買う約束を店員さんと口約束をした。 |   |
| CDをレンタルショップで借りた。                  |   |

生徒用手引のP4に解説あり

**ポイント** 契約は、売り手(事業者)と買い手(消費者)がお互い対等な立場で合意したときに成立します。契約が成立すると、それぞれに、権利と責任が生じます。契約の範囲は思っているより、広いものです。

生徒用 P 1

### 3 考えをまとめよう

< 関心・意欲・態度 >

意思決定とは・・・自分の価値判断をもとにものごとを決めることといいます。今日の学習をもとに下の質問に答えて意思決定を行ってください。理由もしっかり書きましょう。あなたはほしいものがあったらどうしますか。下の に自分の考えをまとめて書きましょう。

わたしはほしいものがあったら

・すぐ購入します ・小遣いをためます  
・我慢します ・両親に頼みます (します。)

それは

・必要なものだからです ・購入を楽しみにしているから  
です ・ずっとほしいと思っているからです (だからです。)

文末のことは直してよい。「買いたいから」、「ほしいから」といった理由は再考させる。

### 4 実践しよう

役割を決めて演技することをロールプレイングといいます。上手に演じることも、その人の気持ちをよく考えることが大切です。

#### 実践的・体験的な学習活動 ロールプレイングの指導

2人組を指定する。  
手引のP37を開かせ、分担させる。  
役割は交替して演じさせる。  
自分の心の動きに着目することを指導する。

ロールプレイング1 「2人組で契約の疑似体験をしよう」

( P 37 )

ファーストフード店でハンバーガーを買う ( 売買 ) 契約  
レンタルショップでDVDを借りる ( 賃貸借 ) 契約  
「 」で「 」を買う 生徒に記入させる

手引P37を参考に場面を設定させてください。

ロールプレイング2 「役割を決めて会話をしてみよう」

母親 : 「 , 最近, 無駄遣いが多いんじゃないかな? 」  
中学生 : 「例) そう? 意識してなかったけど。」  
母親 : 「例) お小遣いの範囲で買い物してね。」

中学生 : 「おとうさん, お小遣いをふやしてほしいんだけど」  
父親 : 「例) 何かほしいものでもあるのか。」  
中学生 : 「例) 今度のテストで頑張るからさ。」

ここも記入させる  
時間のないときは  
どちらかを行う

### 5 生活に生かそう

< 知識・理解 >

契約と約束の違いは何ですか。契約をするときにどんなことを気をつけようと思いますか。

契約は売り手と買い手の合意によって成立するもので、法律上の責任が生じる。

約束は人間として大切なことであるが、法律上の責任は問われない。

評価は、契約と約束の違いの記述についてである。

今日の自己評価 ( 該当する項目の の中に, レをつけてください )

契約の意味がわかりましたか。

A : とても B : まあまあ C : あまり D : 全然

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても B : まあまあ C : あまり D : 全然

生徒用 P 2

「1 見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5 の順番に進むこと

## 学習課題 2

### 商品を選ぶ条件は何ですか

#### 学習のねらい

商品を選ぶ条件を理解することができる。  
商品を選択・購入することができる。

< 観点と評価場面 >

< 知識 単元テスト, 3 の記述 >

< 技能 実技テスト >

は指導の留意事項, ・ は予想される回答, そのほかは解答, 評価場面などを表記

## 1 見つめよう

商品にはどんなものがありますか。

・ 文具 ・ 雑誌 ・ 菓子 ・ テレビ ・ CD ・ 薬 ・ 食料品 ・ 衣類 ・ 携帯電話 ( 物資 )  
・ クリーニング ・ 美容院 ・ 病院 ・ 郵便 ・ 宅配便 ・ 塾 ・ 英会話教室 ( サービス )  
( 商品 = 物資とサービスととらえている )

どんな商品を選ぶといいのでしょうか。



・ 安いもの ・ 気に入ったもの ・ 品質のよいもの ・ 季節限定品  
教師のことばかけの例「ここでの考えが, P 6 の「3 考えをまとめよう」では, どのように深まっていくか, 意識して学習に臨みましょう。」

## 2 追究しよう

- (1) 物資とは・・・ お店などで売られている形のある ( 商品 ) ( P 7 ) **物資**  
サービスとは・・・ 企業や公共機関によって ( 提供 ) されている ( 用 役 ) **サービス**  
( 商品 = 物資・サービスととらえて記述してある。商品とサービスというとりえもある。)

- (2) 商品の表示にはどんなことが書かれていますか。商品を調べてみましょう。マークにも注目しましょう。( P 7 ~ 9 , 11 )

**表示** **マーク**

|                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>① <b>チョコレート菓子</b><br/>原材料名, 内容量, 賞味期限, 保存方法, 製造者<br/>栄養成分表</p> <p> 外箱  トレー</p> | <p>② <b>パウダースプレー</b><br/>効能・効果, 販売名<br/>ご注意・10 cm 以上離す<br/>・ 1 箇所につき 3 秒以内<br/>凍傷の危険有り<br/>火気と高温に注意<br/>高压ガス</p> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

#### 実践的・体験的な学習活動 観察の指導

商品の表示に書かれている項目を読みとり, 表に書く。  
マークも写させる。  
気付いたこともメモする。

#### < 準備するもの >

生徒にとって身近な商品か, 空き袋, 空き箱などを用意する。

#### < 指導のポイント >

生徒にとって身近な食品, 文具, 医薬部外品 ( シャンプー, 制汗スプレー ) などを用意する。P 8 ~ 9 の表示例を参考にしたり, 調査の数を減らすなど, 生徒の実態に合う方法で行う。  
時間短縮のため省略してもよい。

- (3) わたしたちは, 何から商品の情報を収集するといいいのでしょうか。 ( P 10 )

テレビや広告などの情報には, 消費者に有利な情報ばかり強調されているものもある。よって, できるだけ多くの情報を収集して, 比較検討し, 決定していくことが必要だから。

情報の収集・整理・選択

生徒用 P 6

### 3 考えをまとめよう

< 知識・理解 >

商品を選ぶ条件は何ですか。下の商品を選ぶときの条件を書きましょう。

(1) シャンプーを選ぶときの条件を、3つ書いてください。(予想される回答、順は不同でよい)

汚れの落ちるもの、効果が期待できるもの(個人が求めている効果には違いがある)  
 価格が手頃なもの、詰め替え用ボトルがあるもの、成分が自然なもの、健康や髪に優しいもの

(2) 美容院(理容院)を選ぶときの条件を、3つ書いてください。

距離が近い、信頼できる美容師さんがいる、カットの技術がいい、価格が高くない、  
 家族が行くところ、清潔感のあるところ、美容師さんと話が合う

(3) お菓子を選ぶときの条件を、3つ書いてください。

価格と量が納得できる(安い、量が多い)、好みに合っている(今食べたいもの)、  
 期間限定商品、お買い得品、栄養成分表示、賞味期限、ごみの量が少ないもの

選ぶときの条件

物資・サービスの選択・購入

### 4 実践しよう

シャンプー、美容院(理容院)、お菓子のうちの一つの、商品の選択の条件を、班ごとにまとめます。

みんなから出されたアイデアをまとめていく方法で行います。

- ふせんに、商品を選ぶ条件を3つを書く。(1分)
- 自分の意見を言いながら、大きな紙に、似た意見同士を近くに置いていく。
- 共通する意見をまとめ、見出しをつける。
- (まとめられないものはそのままよい) (3分)
- グループごとの関連を話し合い、矢印で結んだり、強調したりして、構造化する。(2分)
- (構造化 成り立ちや関係をわかりやすく明らかにする)
- 発表する。班長さんお願いします。(30秒×6班)

#### 実践的・体験的な学習活動 KJ法の指導

シャンプー、美容院(理容院)、菓子の中から班に一つを指定し、選択条件をまとめさせる。ふせんに商品を選ぶ条件を3つ書く。模造紙に、内容を確認しながらはっていく。見出しをつけて意見をまとめていく。発表会を短時間で行う。(意見の共有化)

#### <準備するもの>

ふせん(中)・・・1人3枚、  
 模造紙班に1/2枚、マジックペン

### 5 生活に生かそう

商品を購入するとき、これからどんなことに気をつけていきたいですか。

- ・価格や表示をよくみて買うようにしたい
- ・いろいろな条件を考えて買う
- たくさんの商品の例から、今日の学習で、大切だと思った選択の条件や、購入する際に注意したいことを書く。

今日の自己評価(該当する項目のの中に、レをつけてください)

商品を選ぶ条件がわかりましたか。

A: とても                      B: まあまあ                      C: あまり                      D: 全然

学んだことを生活に生かそうと思えますか。

A: とても                      B: まあまあ                      C: あまり                      D: 全然

生徒用 P 7

「1 見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5 の順番に進む

学習課題 3

あなたならどのジーパンを選びますか

学習のねらい

いろいろな観点から商品を選択することができる。 < 観点と評価場面 >  
 衣類のリサイクルについて関心をもつことができる。 < 技能 3, 5 の記述 >  
 < 関心 4 の記入状況 >

は指導の留意事項, ・ は予想される回答, そのほかは解答, 評価場面などを表記

1 見つめよう

3 つのジーパンを見て, あなたならどのジーパンを選びますか。また理由は何ですか。

価格から選択している生徒が多いことが予想される。A は低価格だが人気のあるチェーン店, B は企業ぐるみでリサイクル活動をしている, C はジーパンの起源とされるブランドのもの。価格, ファッション, リサイクルという商品選択の視点を与え, ゆさぶりをかけたい。

商品の価格はどのように決まるのでしょうか。

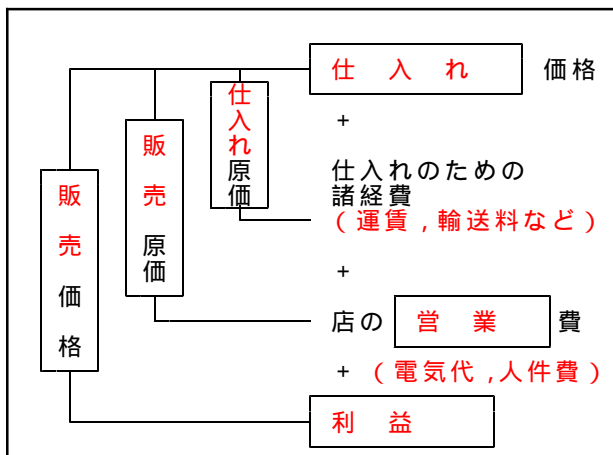
生徒が価格から選択していることを予想し, 価格の決まり方に着目させたい。ジーパンに限らず, 食品の例でもよい。安いからいいという選択が状況によって変化することを願う。

< 本時の教材について >  
 3 種類のジ - パンを用意した。生徒に与える情報は, 導入では価格のみである。  
 A : 低価格 (1980 円) のもの,  
 B : 中くらいの価格 (3980 円),  
 C : 高価格 (9800 円) のもの。  
 生徒には実際さわらせ, 観察させてよい。シンプルなデザインのものがよい。

2 追究しよう

(1) 商品の価格の決まり方 ( P 15 )

販売価格はどのように決まるのでしょうか。



なぜ, 安い商品ができるのでしょうか。

- ・ 安いと売れるから
- ・ 大量生産, 大量販売できる
- ・ 原価を下げや海外の安い労働力で作らせる

安い商品の特徴を考えてみましょう。

- ・ 品質 ~ よいものから粗悪品まで
- ・ 消費者の立場から ~ 購入しやすい, 壊れてもしょうがないと思う, 買いすぎる傾向あり

(2) 自分のファッションへのこだわりについて考えてみましょう。( P 15 )

- ・ お金をかけない
  - ・ シンプル
  - ・ 個性的
  - ・ 目立ちたい
  - ・ ブランドジャージ
  - ・ ゆったりめのもの
- P 15 を参考の自分の考えを記入  
 時間短縮のため省略してもよい

(3) 着用されなくなった衣類のリサイクルについてどう考えますか。( P 16 )

- ・ 大事に使いたい
  - ・ 友達にあげたい
  - ・ 企業のリサイクルを利用したい
- P 16 を参考の自分の考えを記入  
 時間短縮のため省略してもよい

3 R とは・・・

- Reduce (リデュース) unnecessary 物は買わない
- Reuse (リユース) 繰り返し使う
- Recycle (リサイクル) 資源に再生して利用する

リサイクルと再利用

3 R

生徒用 P 13

3 考えをまとめよう

< 生活の技能 >

あなたならどのジーパンを選びますか？理由も書きましょう。

わたしは ・ A      ・ B      ・ C を選びます。

理由は ・ 手ごろな価格だ      ・ デザインが気に入った  
・ 丈夫そうでものがよさそう      ・ リサイクルできる からです。

同じものを選択しても、1の記述に比較し、理由の記述が広がるとよい。

選ぶときの条件 物資・サービスの選択・購入

4 実践しよう

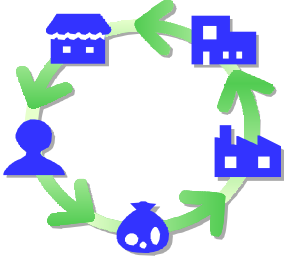
< 関心・意欲・態度 >

着用しなくなったジーパンを活用する方法を考えてみましょう。

絵を描いてみましょう。

P 16を参考に、活用方法を絵で描かせる。  
何個以上と示すことで生徒の意欲も高まる。

- ・ 玄関マットにする
- ・ 犬の敷き布にする
- ・ 腰の部分を使ってクッションにする
- ・ ジーンズのスカートにする
- ・ 切って、台所の油ふきに使う



5 生活に生かそう

< 生活の技能 >

商品やサービスを購入するとき、これからどんなことに気をつけていきたいですか。

・ 十分活用できるか考える      ・ 着用した後のことを考えたい      ・ むだにしない  
P 6と同じ質問項目である。生徒が本時を経て、商品の選択の基準がどのように変わったのか、広がりが見取れる。

今日の自己評価（該当する項目の の中に、レをつけてください）

いろいろな観点から商品やサービスを選択することがわかりましたか。

A：とても      B：まあまあ      C：あまり      D：全然

学んだことを生活に生かそうと思えましたか。

A：とても      B：まあまあ      C：あまり      D：全然

生徒用 P 14



「1 見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5 の順番に進む

学習課題 4

あなたはどの販売方法を利用しますか

学習のねらい

商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択することができる  
 通信販売を利用するときの注意点を理解することができる

< 観点と評価場面 >

< 技能 3 の記述 >

< 知識 5 の記述 >

は指導の留意事項、・は予想される回答、そのほかは解答、評価場面などを表記

1 見つめよう

クラスメートの通信販売の利用状況を知りましょう。

質問例) 通信販売を利用したことがあるか、何を購入したか、どれくらいの割合か、何か困ったことはなかったか

事前に調査しておいて、その場で紹介する方法や、拳手をさせ実態を把握する方法がある。

疑問に思ったことや、課題は何ですか。

- ・サイズをまちがった
  - ・色のイメージが違った
  - ・簡単に利用できるのか
  - など
- 実態から、通信販売の利用の失敗例が引き出せれば進めやすい。  
 失敗例が出ない場合は、利用する際の不安や疑問などを書かせる。

2 追究しよう

(1) いろいろな販売方法の特徴

販売方法

| 店舗販売                                 | 無店舗販売                                |                             |
|--------------------------------------|--------------------------------------|-----------------------------|
|                                      | 通信販売                                 | 訪問販売                        |
| スーパー、コンビニ、デパート、八百屋、肉屋<br>・商品を直接見て買える | カタログ、雑誌、テレビ、インターネット<br>・買い物に行く手間が省ける | 化粧品、食品、さお、教材<br>・家庭で買い物ができる |

その他の無店舗販売・・・街頭販売、自動販売機、移動販売

(2) 支払いの方法

支払い方法

| { 前 } 払い                                | 即時払い                                                | { 後 } 払い                                             |
|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| テレホンカード、図書カード、定期券<br>お金と同じに使える<br>使い忘れる | 現金、(デビットカード)<br>自分の小遣いや収入に見合った買い物ができる<br>現金がないと買えない | 通信販売の支払い、電話料金、電気・水道料金、クレジット<br>現金がなくても利用できる<br>使いすぎる |

(3) 通信販売を利用するときの条件 ( P 19 ) P 19の資料でジャドママークを確認通信販売の利用

カタログや説明書を取り寄せ、商品について調べ、{ 納得 } してから注文する。  
 カatalogや広告は、商品を使用するまで { 保管 } する。  
 送料の負担・代金の { 支払い } 方法・商品の引き渡し方法・{ 返品 }  
 ・交換はできるか、解約手数料等を確認する。  
 通信販売の場合は { ジャドマ } マーク、インターネット利用の場合は { オンライン } マークがついているかを確認する。  
 取引の際、{ 個人情報 } の入力是最低限にする

通信販売はクーリング・オフ制度は適用されない。その代わりに、日本通信販売協会会員の好意によって、商品の返品や交換、トラブルの相談を受け付けてくれる。よってジャドママークの有無が大切なポイントになる。

生徒用 P 17

3 考えをまとめよう

< 生活の技能 >

あなたはどの販売方法や支払い方法を利用しますか。下の表の空らんを書いてください。

|                                                                       |                            |                           |
|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------|---------------------------|
| スポーツ飲料                                                                | 単行本                        | Tシャツ                      |
| を選ぶとしたら                                                               |                            |                           |
| 店舗（スーパー）<br>無店舗（自動販売機）販売                                              | 店舗（書店）<br>無店舗（通信販売）販売      | 店舗（小売店）<br>無店舗（通信販売）販売    |
| で購入します。支払い方法は                                                         |                            |                           |
| 即時払い                                                                  | 店舗 即時、前<br>無店舗（通販）後払い      | 店舗 即時<br>無店舗（通販）後払い       |
| です。この販売方法を選んだわけは次のとおりです。 <span style="color:red">通販の前払いもある。要注意</span> |                            |                           |
| 近くに店があるから、自動販売機があるから、安いから                                             | 手にとって内容を確認して買いたいから、割引があるから | 店で品質を確認したいから、気に入ったブランドだから |

対象商品を変えてもよい。販売方法を複数選択させるとよい。

物資・サービスの選択・購入

4 実践しよう

みんなが選んだ販売方法や支払い方法について意見交流をしましょう。 生徒に指名し、意見を引き出す。通信販売利用の意見が多く出るとよい。選択は本人であるが、利用できる力もつけさせたい。参考になった意見をメモしておきましょう。（誰の意見かわかるように書きましょう）

各自記入させる

5 生活に生かそう

< 知識・理解 >

通信販売を利用するとき気をつけたいことは何ですか。

事前に、送料の負担、支払い方法、商品の引き渡し方法、返品できるか、解約手数料、ジャドママークがついているか確認する。  
カタログは商品を使用するまで保管する。

今日の自己評価（該当する項目の の中に、レをつけてください。）

商品や場面に応じて、販売方法や支払い方法を選択できましたか。

A：とても B：まあまあ C：あまり D：全然

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A：とても B：まあまあ C：あまり D：全然

生徒用 P 18

「1 見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5 の順番に進む

**学習課題 5**  
**消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか**

学習のねらい ＜観点と評価場面＞  
悪質商法などのトラブルの例を知り、対処の方法を理解することができる。  
＜知識 3, 5 の記述＞

は指導の留意事項、・は予想される回答、そのほかは解答、評価場面などを表記

**1 見つめよう**

消費トラブルの例（寸劇）を見て感想を発表し合おう。

寸劇の台本は解説編 P28 に掲載。事前に生徒を選出し、分担を打合せしておく。

消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか。

・親や学校の先生に相談する    ・逃げる    ・友人に相談する    ・わからない  
各自記入させる（クーリング・オフの利用，消費生活センターの役割など知っている生徒がいたらチェックしておく）

**2 追究しよう**

(1) いろいろな悪質商法の例を知ろう。( P38～39)

**悪質商法**

| 悪質商法名                                                                              | トラブルの内容                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 悪質な〔 <b>訪問販売</b> 〕                                                                 | 消火器や住宅リフォームなど，訪問して無理矢理契約させる。                  |
| 〔 <b>キャッチセールス</b> 〕                                                                | 街角で声をかけ，喫茶店などに連れていき商品を買わせる。                   |
| 〔 <b>アポイントメントセールス</b> 〕                                                            | 電話や葉書で商品が当たったと呼び出し，違う物を買わせる。                  |
| 〔 <b>マルチ商法</b> 〕                                                                   | 知人に商品を紹介して購入してもらおうと儲かると言われ，はじめに大量の商品を購入させられる。 |
| その他 携帯トラブル，振り込め詐欺，架空請求，点検商法，催眠（SF）商法，資格商法，ネガティブオプション（送りつけ商法），無料商法，内職商法，おとり広告，デート商法 |                                               |

(2) 消費者保護の権利と責任を知ろう ( P25)

(3) クーリング・オフ制度を知ろう。( P24)

消費者の権利

- 選ぶ権利
- 知らされる権利
- 安全を求める権利
- 意見が反映される権利
- 消費者教育を受ける権利

消費者の  
5 つの権利

消費者の責任

- 批判的意識
- 自己主張と行動
- 社会的関心
- 環境への自覚
- 連帯
- 消費者保護

消費者の  
5 つの責任

消費者の権利と責任    消費者保護の法律

悪質商法に限らず，いったん契約したものであっても，一定期間内であれば解約できる制度のこと。

条件

- 〔 **営業所** 〕以外の場所であること。
- 指定された物やサービスのみ。
- 〔 **8** 〕日間以内であること。
- マルチ商法は 20 日間
- 配達記録郵便を利用すること。
- 通信販売はクーリング・オフができない。

**クーリング・オフ制度**

生徒用 P21

## (4)トラブルにあったときの相談機関 ( P 26 )

「岩手県立県民生活センター」「県南広域振興局地域支援部 ( 花巻市役所 )」「東和総合支所」

**相談機関****3 考えをまとめよう**

&lt; 知識・理解 &gt;

次の消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか。具体的にどんな言動をとるか意思決定しましょう。 **言葉と態度(言動)を具体的に記入させる。断る、無視するではなく具体的に。**

街で、「アンケートをお願いします」と声をかけられたら？

- ・「急いでますので」と言って走り抜ける。
- ・「興味がないので」と言って断る。 **興味があっても話を聞かないこと**

今のままの成績では志望校に合格できないと言われ、学習教材をしつこく勧められたら？

- ・他社と比較したいと言って即答しない。 **・学校の先生に相談する。**
- ・自分で勉強すると言って断る。

「 に入会ありがとうございます」という、身に覚えのない高額な請求書がきたら？

- ・そのままにしておき、こちらから行動を起こさない(無視する)。
- ・請求書は保管しておく。 **・警察署や近くの相談機関に相談する。**

街で声をかけられ、高額な英語教材を契約してしまったが解約したいときは？

- ・クーリング・オフ制度を利用し、契約解除通知を作成して送る。
- ・相手側が受け入れないなど、トラブルがあった場合は相談機関に相談する。

**消費トラブルの対処****4 実践しよう**

シナリオ集を参考にロールプレイングをしてみましょう。

**シナリオ P 38 ~ 39 を使って行う。**

役柄は自分たちで決めます。どの事例でもかまいません。

どんな気持ちの変化があるか、考えながら演じてみましょう。

P 26 の「契約解除通知」を書いてみましょう。

**実践的・体験的な学習活動  
ロールプレイングの指導**

2人組を指定する。

好きな場面をいくつか選択させる。

役割ごとに、心の動きに気をつけるよう注意を促す。

感想を発表し合うと価値の共有化が図れる。

**5 生活に生かそう**

&lt; 知識・理解 &gt;

消費トラブルにあわないようにするためには、どんなことに気をつけるといいですか。

- ・いらぬものははっきり断る **・事前に家族に相談する**
- ・うますぎる話は信用しない **・その場で契約しない**
- ・商品(物資やサービス)の内容や金額を十分検討する **など**

今日の自己評価

悪質商法などのトラブルに対する対処の方法を理解することができましたか。

A : とても B : まあまあ C : あまり D : 全然

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても B : まあまあ **生徒用 P 22** あまり D : 全然

「1 見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5 の順番に進む

学習課題 6 (3R リデュース, リユース, リサイクル, P13,30)  
3R の推進のために自分ができることは何ですか

学習のねらい

自分の生活を振り返り, 環境に与える影響に配慮して行動を工夫できる。 <工夫 3 の記述>  
ごみの分別をすることができる。 <技能 4 の場面>

<観点と評価場面>

は指導の留意事項, ・ は予想される回答, そのほかは解答, 評価場面などを表記

1 見つめよう

あなたは給食のない日は, 昼食に何を持っていくことが多いですか。下から選んで をつけてください。

手作り派 [ お弁当 おにぎり サンドイッチ その他 ( ) ]

購入派 [ お弁当 おにぎり サンドイッチ 菓子パン その他 ( ) ]

“手作り” と “購入” のそれぞれの特徴を考えてみましょう。

| 手 作 り                                                    | 購 入                                                         |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 経済的, 安全, 好みのものがはいている<br>栄養のバランスよし, ごみが少ない<br>作る手間がかかる など | 手間がかからない, らく, どこでも買える<br>自分の好みで好きな物が買える<br>お金がかかる, ごみが出る など |

2 追究しよう

(1) それぞれの商品を容器から出し, 容器のかさや重さがどれくらいか調べてみましょう。

| 商品     | 商品名を記入                                                                                         | パスタ弁当                                             | <b>実践的・体験的な学習活動<br/>調査の指導</b><br>調査のねらいを示す<br>手順と時間を示す<br>注意事項を示す (安全指導, プリント<br>記入, 分担, 後始末など)<br>机間巡視をし, 個人と全体を掌握する |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| かさ     | 容器の体積は計算できないので, 見た目を記入させる。                                                                     | 結構かさばっている<br>多い                                   |                                                                                                                       |
| 重さ     | $\frac{\text{全体の重さ} - \text{可食部の重さ}}{\text{容器の重さ} (g)} \times 100$ 全体の重さ<br>で容器の重さの割合の%が計算できる。 | 全体の重さ 500g<br>めん・おかず 450g<br>容器の重さ 50g<br>割合は 10% |                                                                                                                       |
| 気づいたこと | 上皿自動計りの使い方を指導する。0調整ははじめ以外させないこと。                                                               | 意外に軽い                                             |                                                                                                                       |

家庭ごみの容積の60%が容器包装といわれる。

(2) 花巻市のごみの現状を知りましょう。( P29 ) 該当する市町村におきかえていただきたい。

(3) 容器包装リサイクル法とは・・・( 容器包装 ) に係る ( 分別 ) 収集及び ( P29 ) ( 再商品化 ) 化の促進等に関する法律のこと

対象品目は, 現在は次の 10 品目

ガラスびん無色, 茶色のびん, その他のびん, スチール缶, アルミ缶, ペットボトル, 紙パック, その他紙製容器包装, その他プラスチック容器包装, 段ボール

使い捨て容器とリサイクル可能な容器 消費生活への環境への影響

(4) 花巻市のごみの分別方法を知りましょう。( P31 ) 各自治体の分別に従うこと ごみの分別

生徒用 P27

### 3 考えをまとめよう

<工夫・創造>

3 Rの推進のために自分ができることを考えてみましょう。現在の自分の生活を振り返り、考えをまとめてみましょう。

現在の自分を振り返ってみると

- ・無駄が多い
- ・意識せずにごみを捨てていた
- ・ごみを減らす努力をしていない

ということがわかりました。

3 Rの推進のために今自分ができることは

- ・リデュース unnecessaryな物を買わない, レジ袋をもらわない
- ・リユース 繰り返し最後まで使う
- ・リサイクル 再生紙のものを購入する

です。

そのために

- ・日頃から3 Rを意識して生活をしたい
- ・商品についているマークをよく見たい
- ・レジ袋を持ち歩きたい

に注意したいです。

環境に配慮した選択・購入 3 R ごみを少なくする暮らし方 リサイクルや再利用

### 4 実践しよう

<生活の技能>

実践的・体験的な学習活動  
シミュレーションの指導

ゴミの分別のシミュレーションをしてみましょう。

班ごとにごみを用意しておく  
分別用の段ボールを用意する  
今回は下処理の場面は入れなかったが学習は可能である。その場合は衛生面を配慮して保管のこと

|                                                                                     |                                                                                     |                                                                                      |                                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  |  |  |
| ふたとラベルはその他のプラスチック。本体は中をすすいで分別収集へ。                                                   | すすいで乾かす。アルミとスチールに分け資源回収へ。                                                           | 水でよくすすぎ, 切り開いて乾燥させ, 資源回収に出す。                                                         | 洗って乾燥させその他のプラスチック(分別収集)へ。                                                             |

これは花巻市の例である。各自治体の分別方法にしたがって表現を修正してほしい。 **ごみの分別**

### 5 生活に生かそう

さまざまな環境に配慮した行動があります。今日からあなたができることはなんですか。あとでやってみたいことはありますか。 **各自記入させる**

- できること **ごみをかたんに捨てない。捨てる前に使えないか考える。家の人の分別の仕方を教える。プリントの裏をメモにノートや使う。給食のごみの分別に注意する。**
- 後でやってみたいこと **家の人がやっているごみの分別を休日にやる。レジ袋, エコバッグを持つ。エコ製品の購入。エコマーク(グリーンマーク)調べ。**

今日の自己評価(該当する項目の の中に, レをつけてください)

ごみの分別ができましたか。

A : とても                      B : まあまあ                      C : あまり                      D : 全然

学んだことを生活に生かそうと思えますか。

A : とても                      B : まあまあ                      C : あまり                      D : 全然

「1見つめよう」 学習課題 2, 3, 4, 5の順番に進む

### 学習課題 7

あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか。

学習のねらい

< 観点と評価場面 >

地球に優しい暮らしについて考え、課題解決のための意見を工夫できる。

< 工夫 ふせん記入状況 >

環境に配慮した行動をとろうとする。

< 態度 5の場面 >

は指導の留意事項、・は予想される回答、そのほかは解答、評価場面などを表記

## 1 見つめよう

P35の環境チェックをし、感想を書こう。

各自、 × で記入する

記入後全体の様子を把握し導入につなげる

あなたは、「地球に優しい暮らし」はどうあるべきだと考えますか。

- ・水や電気、紙などを無駄使いしない資源に配慮した生活をする
  - ・ごみの少ない暮らし
  - ・ごみの分別ができてリサイクルに貢献している
  - ・自然に配慮した生活
- など

## 2 追究しよう

< 関心・意欲・態度 >

(1) 「地球に優しい暮らしのためにできること」をテーマに班の意見をまとめましょう。

進行役：班長

自分の意見を、配付された用紙に書きます。〔3分間〕

班で班長から時計回りに、自分の意見を言いながら、大きな用紙に置いていきます。置くときに意見が近いもの同士を寄せておくようにします。〔5分間〕

意見に対して批判してはいけません。途中で思いついたものもどんどん足していきます。

近い意見同士にタイトルをつけたり、意見同士を線で結んだりして考えを整理していきます。〔3分間〕

実践的・体験的な学習活動  
ブレンストーミングの指導

批判をしないよう指導する  
たくさんの意見を出すよう促す  
発表者は一斉に前に出して発表させると時間短縮になる

< 準備するもの >

ふせん(中)・・・1人3~5枚,  
模造紙に1/2枚,マジックペン

(2) 学級で発表会を行います。発表時間は1分です。発表者は班長さんよろしくお願いします。

## 3 考えをまとめよう

あなたは「地球に優しい暮らし」はどうあるべきだと考えますか。自分の考えまとめましょう。

わたしは「地球に優しい暮らし」は

- ・無駄使いしない資源に配慮した生活をする
- ・ごみの少ない暮らし
- ・いろいろな物や人のことを考える生活
- ・自然に配慮した生活

と考えます。

それは

- ・今地球は大変な状況にあるからです
- ・一人一人が考えないといけないからです
- ・みんなの地球を守るためです

だからです。

(ここまでが第1時)

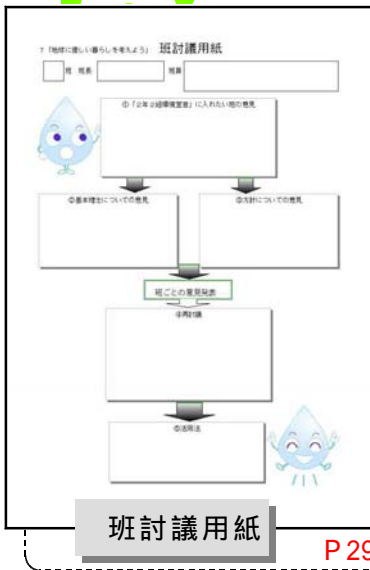
生徒用 P33

(ここから第2時)

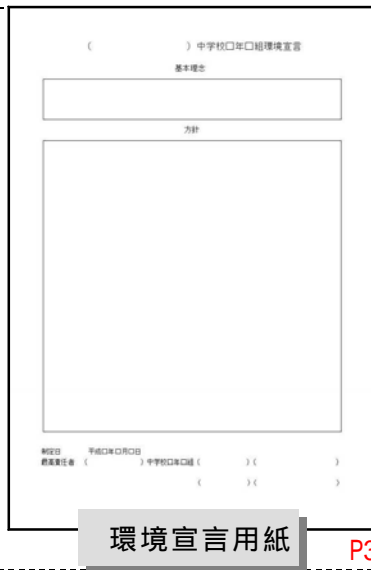
## 4 実践しよう

【学級討議の手順】 班の討議用紙, 学級の討議用紙は解説編 P 29 ~ 31 に掲載,

|                |        |                 |           |
|----------------|--------|-----------------|-----------|
| 開会のことば         | (議長)   | まとめ             | (10分)     |
| 議題確認「2年2組環境宣言」 | (議長)   | 必要であれば再討議       | (3分程度 発表) |
| 趣旨説明(先生から)     | P36の説明 | 「2年2組環境宣言」の決定承認 | (3分)      |
| 進め方・作成手順の確認    | (議長)   | 「2年2組環境宣言」の活用法  | (5分)      |
| 班討議            | (10分)  | 評価(先生から)        | (2分)      |
| 班ごとの意見発表       | (10分)  | 閉会のことば          | (議長)      |



P29



P30

### 実践的・体験的な学習活動 学級討議の指導

議長指導を休み時間に行っておく  
批判をさせないことが大事  
発表者は一斉に前に出して発表させると時間短縮になる

#### <準備するもの>

班討議用紙(班数分), 学級討議用紙(議長, 書記分)

## 5 生活に生かそう

<関心・意欲・態度>

みなさんのおかげで立派な「2年2組環境宣言」ができました。この「2年2組環境宣言」が意味をもってくるように、これからの生活において、環境に配慮した消費生活を行ってほしいと思います。次の場面で、自分がどのように行動するか近いものを選びましょう。

- |                    |                         |                          |
|--------------------|-------------------------|--------------------------|
| (1) 通学路に空き缶が落ちていた。 | (2) トイレの電気がつけっぱなしだった。   | (3) トイレトペーパーのお使いを頼まれたとき。 |
| ア 自転車なので拾わない       | ア ほかに使う人がいると思うから自分は消さない | ア 価格を確かめて安い方を買う。         |
| イ 徒歩だけど拾わない        | イ 自分が使用したら消す            | イ パッケージを見て肌触りや香りに注意して買う  |
| ウ 徒歩だったら拾う         | ウ 消してねといっている人に声をかける     | ウ 表示と価格を総合的に比較する。        |
| エ どちらでも拾う          | エ 学級や全校に呼びかける方法を考える。    | エ 再生紙のものを買う。             |



今日の自己評価(該当する項目のの中に,レをつけてください)

学んだことを生活に生かそうと思いますか。

A : とても

B : まあまあ

C : あまり

D : 全然

生徒用 P 34



3 意思決定を取り入れた学習過程と指導計画（「家庭生活と消費」8時間扱い）

| 学習題材(時数)                  |                       | 学習題材1                                                | 学習題材2                                            | 学習題材3                                                 | 学習題材4                                                      | 学習題材5                                                    | 学習題材6                                                                 | 学習題材7                                           |
|---------------------------|-----------------------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
|                           |                       | お金について考えてみよう(1時間)                                    | 商品を選ぼう(1時間)                                      | 商品を選ぼう(1時間)                                           | 販売方法を選択しよう(1時間)                                            | 消費トラブルの対処方法を考えよう(1時間)                                    | 自分の生活の環境への影響を考えよう(1時間)                                                | 地球に優しい暮らしを考えよう(2時間)                             |
| 本時の学習課題                   |                       | あなたはほしいものがあつたらどうしますか                                 | 商品を選ぶ条件は何ですか                                     | あなたならどのジープンを選びますか                                     | あなたはどの販売方法を利用しますか                                          | 消費トラブルにあつたときあなたならどう対処しますか                                | 3Rの推進のためにあなたができることは何ですか                                               | あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか                     |
| 学習のねらい<br>( )内は、評価の観点を表す。 |                       | ・自分の消費生活に関心を持ち、お金の大切さを理解する。(関)<br>・契約と約束の違いを理解する。(知) | ・商品を選ぶ条件を理解する。(知)<br>・商品を選択・購入する。(技)             | ・いろいろな観点から商品を選択する。(技)<br>・衣類のリサイクルに関心をもつ。(関)          | ・商品や場面に応じて販売方法や支払い方法を選択する。(技)<br>・通信販売を利用するときの注意点を理解する。(知) | ・悪質商法などのトラブルの例を知り、対処の方法を理解する。(知)                         | ・自分の生活を振り返り、環境に与える影響に配慮した行動を工夫する。(工)<br>・ごみの分別をすることができる。(技)           | ・自分の意見をもって活動に意欲的に参加する。(関)<br>・環境に配慮した行動ができる。(技) |
| 意思決定を取り入れた学習過程            | 1「見つめる」<br>(問題の分析)    | ・課題把握                                                | ・課題把握                                            | ・課題把握<br>観察・実物提示                                      | ・課題把握<br>通信販売利用の実態把握                                       | ・課題把握<br>代表生徒と教師による寸劇の観察                                 | ・課題把握<br>学級の昼食の実態把握                                                   | ・課題把握<br>環境チェック                                 |
|                           | 2「追究する」<br>(価値の判断)    | ・中学校入学時にかかる費用の算出<br>・家庭の収支の仕組み<br>・契約クイズ             | ・物資・サービス<br>商品観察<br>・表示・マーク<br>・情報の収集・整理・選択      | ・販売価格<br>・ファッション<br>・リサイクルと再利用<br>・3R                 | ・販売方法<br>・支払い方法<br>・通信販売の利用                                | ・悪質商法<br>・消費者の権利と責任<br>・消費者保護の法律<br>・クーリング・オフ制度<br>・相談機関 | 調査(買った食品の容器のかさと重さ調べ)<br>・花巻市のごみの現状<br>・容器リサイクル法<br>・使い捨て容器とリサイクル可能な容器 | ブレンスティング(地球に優しい暮らしについて、班ごとに意見をまとめて発表する)         |
|                           | 3「考えをまとめる」<br>(意思決定)  | ・『あなたはほしいものがあつたらどうしますか』の意思決定                         | ・『商品を選ぶ条件は何ですか』の意思決定<br>選ぶときの条件<br>物資・サービスの選択・購入 | ・『あなたならどのジープンを選びますか』の意思決定<br>選ぶときの条件<br>物資・サービスの選択・購入 | ・『あなたはどの販売方法を利用しますか』の意思決定<br>物資・サービスの選択・購入                 | ・『消費トラブルにあつたとき、あなたならどう対処しますか』の意思決定<br>消費トラブルの対処          | ・『3Rの推進のためにあなたができることは何ですか』の意思決定<br>ごみを少なくする暮らし方<br>リサイクルと再利用          | ・『あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか』の意思決定             |
|                           | 4「実践する」<br>(行動)       | ロールプレイング1<br>(契約の疑似体験)<br>ロールプレイング2<br>(家族とやりとり)     | KJ法<br>(班ごとに選ぶ条件をまとめる)                           | ジープンの活用方法を描く                                          | 意見交流しながらみんなの考えを知る                                          | ロールプレイング<br>(消費トラブルの例)<br>契約解除通知の記入                      | シミュレーション<br>(ごみの分別)                                                   | ディスカッション<br>(2年2組環境宣言の作成)                       |
|                           | 5「生活に生かす」<br>(アセスメント) | ・契約と約束の違いのまとめ<br>・契約するとき気をつけること                      | ・商品を購入するとき気をつけること                                | ・商品を購入するとき気をつけること                                     | ・通信販売を利用するとき気をつけること                                        | ・消費トラブルにあわないようにするために気をつけること                              | ・今日から自分ができること                                                         | ・場面設定により、自分の行動の振り返り                             |

注) ・は学習項目、 は生徒の学習活動、 は本研究の指導の手だての実践的・体験的な学習活動、 ( ) は実践的・体験的な学習活動の内容、ゴシックは基礎的な知識と技術である。

## 4 評価計画

### 4 「わたしたちの消費生活と環境（8時間扱い）」の評価計画

| 学習材              | 学習活動                                                                 | 時間  | 評価規準                                           |                                                           |                                                   |                                                          | 評価方法                     |
|------------------|----------------------------------------------------------------------|-----|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|--------------------------|
|                  |                                                                      |     | 関心・意欲・態度                                       | 工夫・創造                                                     | 生活の技能                                             | 知識・理解                                                    |                          |
| 1 お金について考える      | ・今、自分がほしいものをイメージし、買えない場合の自分の行動について、中学校入学時の費用や、契約の重要性から、考える。          | 1   | 自分の消費生活との関連から、お金の大切さを理解している。<br>(ワークシートP4の3記述) |                                                           |                                                   | 契約と約束の違いを理解することができる。<br>(ワークシートP4の5の記述)                  | ・ワークシート                  |
| 2 商品を選ぶ          | ・商品を選ぶ条件について、商品観察をとおして、表示やマークについて知り、KJ法によって、個人の意見をグループの意見にまとめる。      | 2   |                                                |                                                           | 自分の価値判断に基づき、商品を選択・購入することができる。<br>(実技テスト)          | 商品を選ぶ条件を理解することができる。<br>(ワークシートP6の3の記述)                   | ・ワークシート<br>・実技テスト        |
| 3 商品を選ぶ          | ・価格のさまざまなジープンの選択をとおして、価格やファッション、リサイクルなどについて考え、新たな選択条件に気づき、自分の考えを広げる。 | 3   | 衣類のリサイクルに関心を持つことができる。<br>(ワークシートP14の4の記述)      |                                                           | いろいろな観点から商品を選択することができる。<br>(ワークシートのP14の3, 5の記入状況) |                                                          | ・ワークシート                  |
| 4 販売方法を選択        | ・通信販売の利用の注意点を知り、商品にや、場面に応じた販売方法や支払い方法が選択できる。                         | 4   |                                                |                                                           | 商品に応じて販売方法や支払い方法を選択することができる。<br>(ワークシートP18の3記述)   | 通信販売を利用するときの注意点を理解することができる。<br>(ワークシートP18の5の記述)          | ・ワークシート                  |
| 5 消費方法のトラブルを考へよう | ・悪質商法などのトラブルの例を知り、消費者が保護されていることや、正しい対処の方法を理解する。                      | 5   |                                                |                                                           |                                                   | 悪質商法などのトラブルに対して、対処の方法を理解することができる。<br>(ワークシートP22の3, 5の記述) | ・ワークシート                  |
| 6 自分自身の生活の環境へ    | ・弁当や食品の容器の重さやかさを調べることによって、ごみが環境に与える影響を考え、自分ができる生活を工夫する。              | 6   |                                                | 自分の生活を振り返り、環境に与える影響に配慮して行動を工夫できる。<br>(ワークシートP28の3記述)      | ごみの分別をすることができる。<br>(シミュレーション場面、実技テスト)             |                                                          | ・ワークシート<br>・観察<br>・実技テスト |
| 7 地球に優しい暮らしを考へよう | ・地球に優しい暮らしの討議をもとに、学級環境宣言を作成することによって、自分の行動に責任をもち、環境に配慮した生活を送る。        | 7・8 | 環境に配慮した行動がとれる。<br>(ワークシートのP34の5の記述)            | 地球に優しい暮らしについて考え、課題解決のための意見を工夫している。<br>(ブレインストーミングのふせんの記述) |                                                   |                                                          | ・観察<br>・ふせん<br>・ワークシート   |

注) ここには概ね満足できるBの状況を示した。具体的評価規準については学習指導案参照のこと。

5 学習指導案

第1回

- 1 題材名 「お金について考えてみよう」(手引P1-4, 37)  
 2 本時の目標 自分の消費生活に関心を持ち、お金の大切さを理解することができる。  
 契約と約束の違いを理解することができる。

| 意思決定を取り入れた学習過程 |               | 学習活動<br>実践的・体験的な学習活動                                                                                                                                                                       | 指導上の留意点                                                                                                                               | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------|---------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入             | 1<br>見つけよう    | 今ほしいものがあるか、小遣いで買えるか考える。<br>買えないときの自分の行動を想起する。<br>学習課題の設定                                                                                                                                   | ・今ほしいものがない場合は、あると仮定させ、どうするかを考えさせる。                                                                                                    | 手引ワークシート(P1-2)                                                                                                                                                                                                                                             |
|                | 5             | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     学習課題1<br/>                     あなたはほしいものがあったらどうしますか                 </div> |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 展開             | 2<br>追究しよう    | (1) 資料を参考に中学校入学時にかかった費用を計算する。<br><br>(2) 家庭の収支の仕組みを知る。<br>(3) 契約クイズから契約の意味と範囲を知る。                                                                                                          | ・中学校入学時の費用を算出し、自分が学校生活を送るためには、多額の費用がかかっていることを理解させる。<br>・収入と支出のバランスがとれるとよいことを知らせる。<br>・契約クイズから、契約の意味と範囲を知り、私たちの生活は消費生活で成り立っていることを知らせる。 | 電卓<br>手引資料(P3)                                                                                                                                                                                                                                             |
|                | 3<br>考えをまとめよう | 「あなたはほしいものがあたらどうしますか」の意思決定を行う。                                                                                                                                                             | ・意思決定とは、「自分の価値判断をもとに、ものごとを決めること」であると説明する。<br>・理由づけが大切であることを補足し、机間支援により、表現が不十分な生徒には、付け加えさせる。<br>・「1見つけよう」の考えと変化があるか着目させる。              | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     評価<br/>                     【関心・意欲・態度】<br/>                     自分の消費生活との関連から、お金の大切さを理解している。                 </div>                                                               |
| 開              | 4<br>実践しよう    | ロールプレイング1<br>「ハンバーガーを買う」「DVDを借りる」の場面を想定し会話を行う。<br><br>ロールプレイング2<br>「母親と中学生」「父親と中学生」<br>ワークシートの小遣いにかかわるやりとりを想定し会話を進める。                                                                      | ・2人組になり、手引のシナリオP37を参考にロールプレイングをさせる。演じる役をお互いに交替してやるよう促す。<br>・ロールプレイングを演じる目的と意義を補足する。                                                   | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     具体規準<br/>                     A 自分の消費生活と関連させて、お金を大切に使う記述がある。自分の消費生活と関連させて、計画的な購入を考える記述がある。<br/>                     B 自分の消費生活との関連から、ほしいものが、必要である理由を記述している。                 </div> |
|                | 40            |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                       | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     方法支援<br/>                     ワークシート3の記述<br/>                     普段の消費生活を振り返らせ、記述を促す。                 </div>                                                                     |
| まとめ            | 5<br>生活に生かそう  | 契約と約束の違いを考える。契約するときの注意を考える。<br><br>本時の自己評価を行う。                                                                                                                                             | ・契約と約束の違いをまとめることができる。                                                                                                                 | 手引シナリオ(P37)                                                                                                                                                                                                                                                |
|                | 5             |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                       | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     評価<br/>                     【知識・理解】<br/>                     契約と約束の違いを理解することができる。                 </div>                                                                          |
|                |               |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                       | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     具体規準<br/>                     A 契約は、法律上の責任が生じることにふれ記述している。<br/>                     B 契約は合意によって成立することを書いている。約束との違いを書いている。                 </div>                                  |
|                |               |                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                       | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     方法支援<br/>                     ワークシート5の記述<br/>                     手引P1のポイント、P4を見るように促す。                 </div>                                                                    |

5 学習指導案

第2回

- 1 題材名 「商品を選ぼう」(手引P5-12)  
 2 本時の目標 商品を選ぶ条件を理解することができる。  
 自分の価値判断に基づき、商品を選択・購入することができる。

| 意思決定を取り入れた学習過程 | 学習活動<br>実践的・体験的な学習活動                                                                                                                              | 指導上の留意点                                                                                                                                                   | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)                                                                                          |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入<br>5        | 1 見つけよう<br>商品にはどんなものがあるかあげてみる。<br>商品の選び方を考える。<br>学習課題の設定                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>商品の例を引き出しながら、イメージさせる。形のない商品についてもふれる。</li> <li>商品を例にとり、商品を選択する際に優先したいことを考えさせる。</li> </ul>                           | 手引ワークシート(P5-6)                                                                                                          |
|                | 学習課題2<br>商品を選ぶ条件は何ですか                                                                                                                             |                                                                                                                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>本時の評価にふれる。</li> </ul>                                                            |
| 展開<br>40       | 2 追究しよう<br>(1) 物資・サービスの意味について知る。<br>(2) 観察<br>班ごとに商品を選び、どのようなことが書かれているか、表示によって得られる情報を調べる。<br>(3) 情報を収集する必要性について考える。<br>「商品を選ぶときの条件は何ですか」の意思決定を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>手引資料(P7)を見ながら確認させる。</li> <li>実際に商品を手にとらせ、表示やマークに注意してメモをとるよう促す。</li> <li>手引資料P7の商品表示と、P11のマークを説明する。</li> </ul>      | 手引資料(P7)<br>商品(食料品・洗剤など、持参させてもよい)<br>手引資料(P8, P11)<br>マークの表示見本                                                          |
|                | 3 考えをまとめよう                                                                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>手引資料(P8)を見ながらまとめさせる。</li> <li>シャンプー、美容院、菓子を選ぶときの条件を考え、3つずつ自分の考えを書かせる。</li> <li>「1見つけよう」の考えと変化があるか着目させる。</li> </ul> | 評価<br>【知識・理解】<br>商品を選ぶ条件を理解することができる。                                                                                    |
|                | 4 実践しよう                                                                                                                                           | KJ法<br>個人の意見をふせんに書き、班ごとに、商品を選ぶ条件の優先順位をまとめる。<br>【手順】<br>ふせんに意見を書く。<br>模造紙に同じ意見を寄せながら貼っていく。<br>共通する意見をまとめ見出しをつける。<br>見出しごとの関連性を明らかにする。<br>班ごとに発表する。         | <ul style="list-style-type: none"> <li>1人に3枚ずつふせんを配付し、KJ法によって班ごとの選択の条件を、自分たちの手でまとめさせる。</li> <li>1班に1つの商品とする。</li> </ul> |
| まとめ<br>5       | 5 生活に生かそう<br>商品を選択するとき、気をつけたいことをまとめる。<br>本時の自己評価を行う。                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>各班の意見を参考に考えが書けるよう支援する。</li> </ul>                                                                                  | ふせん、模造紙(1/2枚)、マジックペン<br>評価<br>【生活の技能】<br>自分の価値判断に基づき、商品を選択・購入することができる。                                                  |
|                |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                           | 具体規準<br>A 自分の価値判断に基づき、商品の良さや、自分の生活との関連から、選択基準を述べて商品を選択している。<br>B 自分の価値判断に基づき、商品の選択理由を述べて、選択している。                        |
|                |                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                           | 方法 実技テスト<br>支援 手引p10を見て、広く条件を考えさせる。                                                                                     |

5 学習指導案

第3回

- 1 題材名 「商品を選ぼう」(手引P13-16)  
 2 本時の目標 いろいろな観点から商品を選択することができる。  
 衣類のリサイクルに関心をもつことができる。

| 意思決定を取り入れた学習過程 | 学習活動<br>実践的・体験的な学習活動                                                                                                       | 指導上の留意点                                                                                                                                                 | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)                                                                               |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入<br>5        | 1 見つけよう<br>3つのジーパンを見て、一つを選択する。<br>A: 低価格のもの<br>B: 価格は中程度<br>C: ブランドのもの<br>商品の価格の決め方について考える。<br>学習課題の設定                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>商品に値段の表示を付け、考える視点を与える。</li> <li>実物にさわったり、観察してよい。</li> </ul>                                                      | 3社のジーパン(実物) 価格の表示(紙板書) 手引ワークシート (P13-14)                                                                     |
|                | 学習課題3<br>あなたならどのジーパンを選びますか                                                                                                 |                                                                                                                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>本時の評価にふれる</li> </ul>                                                  |
| 展開<br>40       | 2 追究しよう<br>(1) 販売価格がどのように決まるのか考える。<br>(2) 資料P15を参考に自分のファッションへのこだわりを振り返る。<br>(3) 資料P P16を読んで、着用されなくなった衣類のリサイクルについて自分の考えを持つ。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>なぜ安い商品が生産・販売できるのか、百円均一などの例から考えさせる。</li> <li>自分のファッションのこだわりを発表させる</li> <li>今まで、着用なくなった衣類をどうしていたか想起させる。</li> </ul> | 手引資料(P15)<br><br>手引資料(P16)<br><br>評価<br>【生活の技能】<br>いろいろな観点から、商品を選択することができる。                                  |
|                | 3 考えをまとめよう<br>「あなたならどのジーパンを選びますか」の意思決定を行う。                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>導入の選択との違いを見つめさせ、理由付けをしっかりとらせる。場面設定による複数選択も促す。</li> </ul>                                                         | 具体規準<br>A 選択理由の記述が、1見つけめようの段階より、詳しく、ふえている。環境に配慮した購入について記述している。<br>B 複数の理由から商品を選択している。価格以外の理由から、商品選択の記述をしている。 |
|                | 4 実践しよう<br>着用しなくなったジーパンを活用する方法を考えて、絵で表す。                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>本時の評価とかがわり、3つ以上描くよう促す。</li> <li>実物見本を提示し、イメージさせる。</li> <li>発表・意見交流の時間をとるとよい。</li> </ul>                          | 方法 ワークシート3, 5の記述<br>支援 手引P15-16を見るよう促す。<br><br>実物見本(ジーパンのリフォーム作品)                                            |
|                | 5 生活に生かそう<br>商品やサービスを選択するとき、気をつけたいことをまとめる。<br>本時の自己評価を行う。                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>前時と同じまとめであることを注意し、今日の授業のねらいにふれながらまとめさせる。</li> </ul>                                                              | 評価<br>【関心・意欲・態度】<br>衣類のリサイクルに関心をもつことができる。                                                                    |
| まとめ<br>5       |                                                                                                                            |                                                                                                                                                         | 具体規準<br>A ジーパンの活用方法を、3つ以上描いている。<br>B ジーパンの活用方法を1つ描いている。<br>方法 ワークシート4記入状況<br>支援 実物見本を参考にさせる。                 |

5 学習指導案

第4回

- 1 題材名 「販売方法を選択しよう」(手引P17-20)  
 2 本時の目標 商品に応じて販売方法や支払い方法を選択することができる。  
 通信販売を利用するときの注意点を理解することができる。

| 意思決定を取り入れた学習過程 | 学習活動<br>実践的・体験的な学習活動                                                                                                                                            | 指導上の留意点                                                                                                                                      | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)                                                                                       |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入<br>5        | 1 見つけよう<br>発表からクラスメートの通信販売の利用状況を知る。<br>利用上の課題や、これから利用するにあたり知りたいことを発表する。<br>学習課題の設定                                                                              | ・実態調査をもとに指名する<br><br>・困っていることや利用する上での不安などがあれば引き出す。                                                                                           | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)<br>手引ワークシート(P17-18)                                                                   |
|                | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     学習課題4<br/>あなたはどの販売方法を利用しますか                 </div> |                                                                                                                                              |                                                                                                                      |
| 展開<br>40       | 2 追究しよう<br>いろいろな販売方法の特徴を知る。<br><br>支払い方法について知る。<br><br>通信販売を利用するときの条件を知る。                                                                                       | ・身近な商店の例から考えさせる。<br><br>・カードを見せながら、何払いか考えさせる。<br><br>・カタログやチラシを例にとり利用するときの注意点を確認する。                                                          | 手引資料(P15)<br><br>カード<br>手引資料(P19)<br><br>カタログ、広告<br><br>評価<br>【生活の技能】<br>商品に応じて販売方法や支払い方法を選択することができる。                |
|                | 3 考えをまとめよう<br>「あなたはどの販売方法や支払い方法を利用しますか」の意思決定を行う。                                                                                                                | ・商品や購入する場面によって異なってくることを意識させる。場面設定による複数回答も促す。                                                                                                 | 具体規準<br>A 商品や購入の状況に応じて販売方法や支払い方法を選択し、それぞれの商品について、理由を記述している。<br>B 商品に応じて、販売方法や支払い方法を選択し、理由を記述している。                    |
|                | 4 実践しよう<br>3について、意見交流し、自分の決定について振り返る。<br><br>通信販売で購入するときの注意を再度確認する。<br><br>広告から、ジャドママークを探す。                                                                     | ・記入状況を見て指名する。<br>・通信販売を利用する生徒の意見を引き出す。<br><br>・手引資料(P19-20)を説明し、通信販売を利用するときの注意点を補足する。<br><br>・通信販売にはクーリング・オフ制度は適用にならないので、返品の有無や、交換の記述を確認させる。 | 方法支援<br>ワークシート3の記述<br>店舗販売、即時払い以外の利用を説明する。<br><br>手引資料(P19-20)<br>広告<br>評価<br>【知識・理解】<br>通信販売を利用するときの注意点を理解することができる。 |
|                | 5 生活に生かそう<br>通信販売を利用するとき気をつけたいことをまとめる。<br><br>本時の自己評価を行う。                                                                                                       | ・本時の評価とのかかわりから、3つ以上書くよう促す。                                                                                                                   | 具体規準<br>A 通信販売を利用するときに、事前に確認することを、教師が期待する3つ以上の記述がある。<br>B 通信販売を利用するときに、事前に確認することを、教師が期待する1~2個の記述がある。                 |
| まとめ<br>5       |                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                              | 方法支援<br>ワークシート5の記入状況<br>手引資料P19を確認させる。                                                                               |

5 学習指導案

第5回

1 題材名 「消費トラブルの対処方法を考えよう」(手引p21-26)

2 本時の目標 悪質商法などのトラブルに対して、対処の方法を理解することができる。

| 意思決定を取り入れた学習過程 | 学習活動<br>実践的・体験的な学習活動                                                                                                                                                     | 指導上の留意点                                                                                                                                                                                                 | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)                                                                       |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入<br>5        | 1 見つけよう<br>消費トラブルの寸劇を見て感想を發表し合う。消費トラブルにあったときどう対処すればよいか考えさせる。<br>学習課題の設定                                                                                                  | ・あらかじめ、役者を選出し、シナリオを渡しておく。教師が販売員を演じる。                                                                                                                                                                    | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)<br>手引ワークシート(P21-22)<br>解説編シナリオ(P )                                    |
|                | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     学習課題5<br/>消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか                 </div> |                                                                                                                                                                                                         | ・本時の評価にふれる                                                                                           |
| 展開<br>40       | 2 追究しよう<br>いろいろな悪質商法の例を知る。<br><br>消費者保護と、消費者の5つの権利と責任についてを知る。<br><br>クーリング・オフ制度の条件と方法について知る。<br>相談機関を知る。                                                                 | ・手引資料P23, 38-39の事例や最近話題になった事例を紹介しながら、どういう商法があるか引き出す。<br>・「消費者保護」、「消費者を保護するための基本的法律」、「5つの権利と責任」について手引資料P25-26を参考に説明する。<br>・いったん契約したものでも条件が合えば解約できることを補足する。<br>・トラブルにあったときどこに相談するといいいのかを手引資料P26で具体的に知らせる。 | 手引資料(P23, 38-39)<br><br>手引資料(P25-26)<br><br>手引資料(P24,26)<br><br>手引資料(P26)                            |
|                | 3 考えをまとめよう<br>「消費トラブルにあったとき、あなたならどう対処しますか」の意思決定を行う。                                                                                                                      | ・「断る」「無視する」だけでなく、具体的な言動で意思決定させる。                                                                                                                                                                        | 評価<br>【知識・理解】<br>悪質商法などのトラブルに対して、対処の方法を理解することができる。                                                   |
|                | 4 実践しよう<br>ロールプレイングシナリオ集を参考に、ロールプレイングを行う。<br><br>手引資料P26の「契約解除通知」を書く。                                                                                                    | ・手引シナリオP38-39を見ながら、2人組で役割分担し、ロールプレイングを行わせる。<br>・商品や値段を自分で決定させ記入させる。                                                                                                                                     | 具体規準<br>A 悪質商法の対処方法を、具体的な言動で記述している。クーリング・オフについてふれ、対処法を記述している。相談機関を具体的に書いている。<br>B 悪質商法の対処法を書くことができる。 |
|                | 5 生活に生かそう<br>消費トラブルにあわないようにするために気をつけることをまとめる。<br><br>本時の自己評価を行う                                                                                                          | ・消費トラブルにあったときの対応同様、トラブルを未然に防ぐことも重要であることを理解させる。                                                                                                                                                          | 方法<br>ワークシート3, 5の記述<br>支援<br>手引p23の解決方法と対策を確認するよう促す。                                                 |
| まとめ<br>5       |                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                         | 手引シナリオ(P38-39)                                                                                       |

5 学習指導案

第6回

- 1 題材名 「自分の生活の環境への影響を考えよう」(手引P27-32)  
 2 本時の目標 自分の生活を振り返り、環境に与える影響に配慮して行動を工夫できる。  
 ごみの分別をすることができる。

| 意思決定を取り入れた学習過程 | 学習活動<br>実践的・体験的な学習活動                                                                                                                                                                        | 指導上の留意点                                                                                                                                                                                                                            | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・方法等)                                                                                        |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 導入<br>5        | 1 見つけよう<br>手作り弁当と、購入した昼食とを比較し特徴を考えさせる。<br>学習課題の設定                                                                                                                                           | ・給食のない日の昼食の状況から、課題設定をする。                                                                                                                                                                                                           | 手引ワークシート (P27-28)                                                                                                     |
|                | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">                     学習課題6<br/>                     3R推進のために自分ができることは何ですか                 </div> |                                                                                                                                                                                                                                    | ・本時の評価にふれる。                                                                                                           |
| 展開<br>40       | 2 追究しよう<br>調査<br>班ごとに3つの商品を容器から出し、容器のかさや重さを調べる。<br><br>花巻市のごみの現状を知る。<br><br>容器包装リサイクル法について知り、容器もただではないことを理解する。<br>花巻市のごみの分別方法を知る。                                                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した弁当や、菓子、飲料を中身と容器に分け、かさや重さを調べる。容器が軽いこと、がさばることを実感させる。</li> <li>・手引資料P29を見て、花巻市のごみが年々ふえていることを理解させる</li> <li>・容器の値段を予想させ、商品の値段に含まれていることを知らせる</li> <li>・手引資料P31を参考に、ごみの分別方法を理解させる</li> </ul> | 手引資料(P29)<br>手引資料(P30)<br>分別ごみの実物<br>保存版ごみ分別大辞典<br>評価<br>【工夫・創造】<br>自分の生活を振り返り、環境に与える影響に配慮して行動を工夫できる。                 |
|                | 3 考えをまとめよう<br>「3R推進のために自分ができることは何ですか」の意思決定を行う。                                                                                                                                              | ・消費生活の環境への影響を考えさせ、自分の生活を振り返らせる。そして自分が今できること、注意することを意識させる。                                                                                                                                                                          | 具体規準<br>A 自分の生活とのかかわりから、環境に配慮した行動を、具体的に記述している。<br>B 環境に配慮した行動を自分を基準に書くことができる。                                         |
|                | 4 実践しよう<br>シミュレーション<br>班ごとにごみの分別を擬似体験する。                                                                                                                                                    | ・班に渡されたごみを、花巻市の分別方法に従って分別させる。調理室に表示をつけた段ボールやごみ袋を用意し、一斉に行う。                                                                                                                                                                         | 方法<br>支援 ワークシート3の記述<br>学校での生活の視点を与える。                                                                                 |
|                | 5 生活に生かそう<br>環境に配慮した具体的な行動を書いてまとめる。<br><br>本時の自己評価を行う。                                                                                                                                      | ・今日からできることと、あとからでもやってみたいことを書くよう促す。                                                                                                                                                                                                 | ごみ(6班分)<br>分別用表示、段ボール、袋<br>評価<br>【生活の技能】<br>ごみの分別ができる。                                                                |
| まとめ<br>5       |                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                    | 具体規準<br>A リサイクルマークを確認し、正しい方法で、自分から、分別をしている。<br>B 相談しながらでも、正しい方法で、分別をしている。<br>方法 シミュレーション場面、実技テスト<br>支援 手引資料P31を確認させる。 |



5 学習指導案

第7回(2時間計画)

- 1 題材名 「地球に優しい暮らしを考えよう」(手引P33-36)
- 2 本時の目標 地球に優しい暮らしについて考え、課題解決のための意見を工夫できる。  
環境に配慮した行動がとれる。

| 意思決定を<br>取り入れた<br>学習過程<br>見よう                                                                                                                | 学 習 活 動<br>実践的・体験的な学習<br>活動                                                                                                                                      | 指導上の留意点                                                                                                                       | 教材・教具・手引(P)<br>評価(具体的評価規準・<br>方法等)                                                                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入<br>10                                                                                                                                      | 手引資料P35の環境チェックを行い、地球に優しい暮らしはどうあるべきか考える。<br><br>学習課題の設定                                                                                                           | ・前時のごみの問題から環境への影響を考えさせたが、エネルギーや資源、また自分の行動パターンから環境への関心を高めさせる。                                                                  | 手引資料(P35)<br>手引ワークシート(P33-34)                                                                                                                                                                                                             |
| <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>学習課題7<br/>あなたは地球に優しい暮らしはどうあるべきだと考えますか</p> </div> |                                                                                                                                                                  |                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 展<br>開<br>40                                                                                                                                 | ブレインストーミング<br>「地球に優しい暮らしのためにできること」をテーマとし、班ごとに意見をまとめて発表する。<br>【手順】<br>自分の意見を紙に書く<br>班長から時計回りに、自分の意見を言いながら模造紙に紙を置く<br>近い意見同士にタイトルを付れたり、線で結んだりして考えを整理する<br>班ごとに発表する | ・KJ法の経験をもとに、活発な話し合いになるよう励ます。<br><br>・意見に対して批判しないこと、途中で思いついたものをどんどん足していっていいことを補足する。                                            | ふせん、模造紙(1/2),<br>マジックペン<br>手引資料(P36)<br>班討議用紙,学級討議用紙<br>環境宣言記入用紙<br><br>評価<br>【工夫・創造】<br>地球に優しい暮らしについて考え、課題解決のための意見を工夫している。<br>具体規準<br>A いろいろな角度から環境について考え、具体的な行動を書いている。<br>B 環境に対して配慮した意見を書いている。<br>方法支援<br>ふせんの記述内容<br>具体的な行動で記述するよう促す。 |
| 3<br>考えを<br>まとめ<br>よう                                                                                                                        | 「地球に優しい暮らしはどうあるべきか」の意思決定を行う。                                                                                                                                     | ・班討議を経て、考えが深まったり広まったりした点を生かして、記入するよう説明する。                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                           |
| 展<br>開<br>40                                                                                                                                 | ディスカッション<br>「2年2組環境宣言」を作る。<br>【手順】<br>開会<br>議題確認<br>趣旨説明<br>手順確認<br>班討議<br>班ごと意見発表<br>まとめ(再討議)<br>決定承認<br>活用法<br>評価<br>閉会                                        | ・今まで学習してきたことを生かして、学級から全校、家庭、地域へ発信できる環境保全活動の意義を伝える。<br><br>・環境宣言の様式を確認する。<br><br>・学級討議のルールを確認しながら進めさせる。<br><br>・議長指導を事前に行っておく。 | 評価<br>【関心・意欲・態度】<br>環境に配慮した行動がとれる。<br>具体規準<br>A 自分の配慮に留まらず、他への声かけや、どんな状況でも配慮する行動を選ぶ。<br>(1)ウかエ<br>(2)ウかエ<br>(3)ウかエ<br>B 自分が自然体のできる範囲の行動を選ぶ。<br>(1)ア<br>(2)イ<br>(3)イかウ                                                                     |
| ま<br>と<br>め<br>10                                                                                                                            | 場面設定による行動評価を行う。<br>本時の自己評価を行う。                                                                                                                                   | ・価値観の押しつけにならないよう考えさせる。<br>・環境宣言の価値を説明し、学級としてのこれからの成長を願っていることを伝える。                                                             | 方法<br>ワークシート5の選択状況<br>支援<br>毎日の生活で環境に対する意識をもって生活するよう励ます。                                                                                                                                                                                  |

## 6 寸劇のシナリオ

### 5 「消費トラブルの対処方法を考えよう」寸劇のシナリオ

配役:中学生( )母( )販売員( )

～ある日曜日の昼下がり。( )さんのお宅に訪問販売の人がきました。～

販売員:「こんにちわ。教材の高橋と申しますが、( )さんですか」

中学生:「はい」

販売員:「ただ今、高校入試に向けた無料診断を行っています。少しだけお時間いただけますか?」

中学生:「はあ」

販売員:「最近の実力テストうまくいってますか。点数は伸びていますか。たぶん、苦手な教科で苦労したり、勉強方法がわからなかったりしてると思うのですがいかがですか」

中学生:「まあ」

販売員:「よかったらこのお試しの問題を解いてみませんか。もちろん無料ですよ。解答も解説ついています」

中学生:「はあ」

販売員:「1週間後に来ますので、ぜひ解いてみてくださいね」

(～その後、販売員は何度も押しかけ、教材を契約するまで粘りました。～)

～1週間後。( )さんのお宅にまた、販売員の方がきました。～

販売員:「( )さん、問題を解いてみましたか。どうでしたか。」

中学生:「よくわかりませんでした。」

販売員:「あら、そうでしたか。基本的な問題だったのですが・・・。

基礎からやり直した方が、合格の近道ですね。今なら3年間の基礎力と実践力が一気に身に付く教材を、お安くお買い求めいただけます」

母:「( )お客さまなの?」

販売員:「お母様初めまして。教材の高橋と申します」

母:「何か」

販売員:「( )さんに、3年間の基礎力と実践力が一気に身に付く教材をお勧めしております。今ならキャンペーン中でお安くお買い求めいただけますよ。」

中学生:「おかあさん、僕やってみたいんだけど。」

母:「あら、どうして?」

中学生:「3年間の基礎を復習できる教材なんだって。最近、勉強がわからなくて困ってたんだ。診断テストもできなかつたし。本気でやってみるから、お母さん買ってちょうだい」

母:「ほんとに役立つのかしら?」

販売員:「当社は高校合格率が高く、実績を誇っております。高校に合格した さんも購入なさっています。」

母:「そうなの。( )がそんなに言うなら、契約しようかしら。」

販売員:「お母様ありがとうございました。今ならキャンペーン中で、30万円のところ、半額の15万円になっております。塾へ行くよりずっとお得だと思いますよ。」

7 環境宣言作成のためのシート

7 「地球に優しい暮らしを考えよう」 班討議用紙

|   |    |  |    |  |
|---|----|--|----|--|
| 班 | 班長 |  | 班員 |  |
|---|----|--|----|--|



「 年 組環境宣言」に入れたい班の意見

基本理念についての意見

方針についての意見

班ごとの意見発表

再討議

活用法



( ) 中学校 年 組環境宣言

基本理念

方針

制定日 平成 年 月 日

最高責任者 ( ) 中学校 年 組 ( ) ( ) ( ) ( )

( ) ( ) ( ) ( )

7 環境宣言作成のためのシート

( ) 中学校 年 組環境宣言 (議長用原稿)

基本理念

- ・ 誰が (公的な名称でよい)
- ・ 何のために (認識)
- ・ 何に努めるのか

方針

- ・ はじめに心構え  
「誰が」  
「どんな意識をもって」  
「            に取り組みます」
- ・ 方針は箇条書き  
まとまったことばに具体的な  
内容が続く  
言い切りの形
- ・ 最後に約束事項  
上記の方針を達成するために  
何をするのか  
「目標の設定」  
「定期的な見直し」  
「            を約束します」

制定日 平成 年 月 日

役 職

名 前

最高責任者 ( ) 中学校 年 組 ( ) ( )

( ) ( )